

大学院等の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類

I 設置の趣旨及び必要性

1. 教育上の理念及び目的

【資料1】

現在、わが国においては、国民のこころの問題が大きくクローズアップされている。教育領域では不登校、いじめ等の問題、福祉領域では虐待、発達障害者の不適応、DV（ドメスティック・バイオレンス）等の問題、医療領域ではうつ病、自殺、摂食障害等の問題、司法・矯正領域では非行、犯罪被害者支援等の問題、産業領域では産業メンタルヘルス等の問題、さらに、災害時等の危機介入の問題である。

このような複雑かつ多岐にわたるこころの問題に対応するためには、支援対象者のこころの状態を十分に理解し、適切に支援する高度な臨床心理実践能力が必要である。鹿児島大学大学院臨床心理学研究科臨床心理学専攻（専門職大学院）「以下、本研究科」は、臨床心理学を研究分野とし、以下のような高度専門職業人の養成を教育理念とする。この理念に基づき養成した人材を輩出することにより、21世紀の国民のこころの健康に寄与することを目的とする。

- (1) 個別支援、集団支援、地域支援、危機介入支援のできる人材の輩出
- (2) 地域文化を視野に入れた心理臨床ができる人材の輩出

一方、「理論と実務の架け橋」を主眼とした専門職学位課程（専門職大学院）設置について、第35回中央教育審議会答申『新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－』では、「臨床心理分野をはじめ、社会科学分野を中心に、既存の修士課程については、必要に応じ、専門職学位課程への転換を積極的に進めることができることが期待される」（平成17年9月5日）と述べられている。同様に、（財）日本臨床心理士資格認定協会主催の「臨床心理士養成の専門職大学院情報交換の集い」（平成17年10月14日）が開催される等、専門職大学院設置の機運が全国的に高まっている。

2. 目指す人材育成

上記の教育理念及び目的に基づき、以下のような専門的心理支援能力を持つ人材を育成する。

(1) 個別に心理支援ができる人材

個人を対象とした心理支援ができる人材

(2) 集団に対応できる人材

学校・施設・機関などさまざまな集団・組織を見立て、介入できる人材

(3) 地域文化を理解することができる人材

地域の歴史や文化を視野に入れ、それらの理解に立って心理支援ができる人材

(4) 危機介入ができる人材

災害、事故などの危機的状況に介入し、心理支援ができる人材

これらの人材は、教育、福祉、医療、司法・矯正、産業などの領域において即戦力として求められている。また、修了生は、地域文化を視野に入れた臨床心理実践能力を基に、全国各地域で活躍することが期待される。

II 本研究科及び専攻の名称及び学位の名称

1. 研究科、専攻の名称

臨床心理学研究科臨床心理学専攻（専門職大学院）

名称の理由：本研究科及び本専攻は、実践的な実習時間の確保や実習内容の充実を図ることと、職業倫理や個人情報保護法を遵守することを両立するために、独立研究科としてより高度な能力を備えた臨床心理士養成を主眼とする。

2. 学位の名称

臨床心理修士（専門職）

名称の理由：高度な能力を備えた臨床心理士を養成するための専門職学位課程であることから、学位の名称は、「臨床心理修士（専門職）」となる。

3. 研究科、専攻及び学位の英訳名称

Department of Clinical Psychology,

Graduate School of Clinical Psychology,

Kagoshima University

Master of Clinical Psychology

III 教育課程の編成の考え方及び特色

1. 教育課程の特色

前述のⅠの2で述べた人材を育成するために、以下の特色を持った教育課程を編成する。

(1) 国際水準をキャッチアップした実習時間とスーパービジョン体制 【資料2】

個別の心理支援能力は、従来の指定大学院の教育課程においても養成可能である。しかし、その他のスキルは、対応する専門授業科目だけでなく実践的な実習体験が必要である。本研究科では、社会のニーズに即応できる人材を養成するために、2年間にわたる実習の継続と、臨床経験豊富な実務家教員による個別・少人数指導による教育体制を設定し、理論に基づいた実践的教育課程を提供する。

学内実習では、実務家教員を中心とした全教員の指導のもと、1年前期より段階的に実習体験を積み上げる。学外実習では、各領域におけるエキスパートである実務家教員の指導のもと、1年次から集中実習や半期継続実習を行い、2年次修了までに3領域4箇所において実務経験を積めるような、実習モデルを提供する。

(2) 本邦初の講義・演習・実習を三位一体とした教育課程 【資料3】

従来の演習と異なり、教育研究教員と実務家教員がコラボレートした演習を中心とする三位一体の教育課程を編成する。講義は、演習の基盤となる理論を提供し、演習は、実習の基盤となる体験的学習を提供する。さらに、演習は、実習による体験を深化・内在化させ、同時に講義で提供された理論と体験を照合する。これらにより、演習が講義と実習の架け橋となり、臨床心理実践能力の定着・深化を実現する。

(3) 教育、福祉、医療、司法・矯正領域を充実・強化した教育課程整備

①教育領域

教育領域では、文部科学省によるスクールカウンセラー活用補助事業がすでに実施されているが、現在、そのニーズに十分応えられていない。

「学校心理臨床論」をはじめ、「臨床心理地域援助事例研究演習Ⅰ～Ⅳ」及び「臨床心理地域援助実習Ⅰ～Ⅳ」において、教育領域における心理支援のあり方を学ばせる。

②福祉領域

近年、児童虐待の問題及び発達障害者支援については、臨床心理士の参入が課題となっている。

「福祉心理臨床論」をはじめ、「臨床心理地域援助事例研究演習Ⅰ～Ⅳ」及び「臨床心理地域援助実習Ⅰ～Ⅳ」において、福祉領域における心理支援のあり方を学ばせる。

③医療領域

医療領域は、多くの臨床心理士が勤務する領域であり、精神科や小児科に加え、近年は、多様な診療科への参入が求められている。

「医療心理臨床論」をはじめ、「臨床心理地域援助事例研究演習Ⅰ～Ⅳ」及び「臨床心理地域援助実習Ⅰ～Ⅳ」において、医療領域における心理支援のあり方を学ばせる。

④司法・矯正領域

全国的に、深刻な事件や犯罪の増加に伴い、司法・矯正領域への心理専門家の参入が期待されている。

「司法・矯正心理臨床論」をはじめ、「被害者支援論」「臨床心理関連行政論」及び少年鑑別所等の見学実習により、司法・矯正領域における心理支援のあり方を学ばせる。

(4) 地域文化を視野に入れた心理支援のための教育課程

地域特性や文化的風土を見立てた心理支援のあり方を学ばせる科目として、「エスノグラフィック心理臨床論」や「コミュニティ心理学特論」を配置する。また、地域文化の特徴を踏まえた実践的な心理支援能力を養成するために南西諸島をフィールドにした実習を行う。

(5) (1)から(4)を具現化するために実務家教員を配置

これらを実現するために、2年間にわたる学内実習や学外実習、スーパービジョンなどの実習を確立し、臨床経験豊富な実務家教員による個別・少人数指導を通じた実践的な教育体制を整備する。

2. 教育課程の基本構造

【資料4】

(1) 教育課程のねらい

教育課程は、臨床心理学基幹科目群、臨床心理学展開科目群、選択必修科目群、選択基礎科目群の4群から構成される。

4つの職能領域で個別支援、集団支援、地域支援、危機介入支援を行う際の必須基礎能力を形成するために、臨床心理学基幹科目群及び臨床心理学展開科目群の2群において38単位と多くの必修科目を設定した。この2群において、各職能領域の臨床心理実践における基本的能力を修得する。また、さらに高度な心理支援能力を身につけるため、選択必修科目群を心理支援の分野という観点から領域科目群、人間発達という観点から発達科目群、技法を深めるという観点から技法科目群の3群に分けて配置した。さらに、心理支援活動の基礎となる専門基礎知識を習得するために、選択基礎科目群を設定した。

(2) 臨床心理学基幹科目群

臨床心理学の専門的理論背景をもとに、臨床心理士としての臨床実践技能の修得を図ることを目的とする。ここでは理論を学ぶ2つの原論科目と学内実習による4つの実習科目及び6つの演習科目が、心理支援能力の基盤である心理査定、心理面接の臨床技能を体得するために、三位一体となって配置される。

<臨床心理学基幹科目群（必修：20単位）>

開講時期	原論科目	演習科目	実習科目
1年前期	臨床心理学原論	臨床心理査定演習Ⅰ 臨床心理面接演習Ⅰ	臨床心理査定実習Ⅰ
1年後期	臨床心理面接学原論	臨床心理査定演習Ⅱ 臨床心理面接演習Ⅱ	臨床心理面接実習Ⅰ
2年前期		臨床心理事例研究演習Ⅰ	臨床心理査定実習Ⅱ
2年後期		臨床心理事例研究演習Ⅱ	臨床心理面接実習Ⅱ

(3) 臨床心理学展開科目群

教育、福祉、医療、司法・矯正領域を充実・強化した実習体制を整備し、国際水準を視野に入れた実習時間とスーパービジョン体制により質の高い心理支援能力と臨床技能を習得させることを目的とする。「臨床心理地域援助実習Ⅰ～Ⅳ」において、3領域4箇所の学外実習を行い、それらの体験を4つの演習科目において深化・内在化させ、同時に地域文化を踏まえた質の高い心理支援能力を習得させる。

さらに、「総合的事例研究演習Ⅰ・Ⅱ」において学内・学外実習において体験した事例を論文にまとめさせる。

<臨床心理学展開科目群（必修：18 単位）>

開講時期	演習科目	実習科目
1年前期	臨床心理地域援助事例研究演習Ⅰ	臨床心理地域援助実習Ⅰ
1年後期	臨床心理関連行政論 臨床心理地域援助事例研究演習Ⅱ	臨床心理地域援助実習Ⅱ
2年前期	臨床心理地域援助事例研究演習Ⅲ 総合的事例研究演習Ⅰ	臨床心理地域援助実習Ⅲ
2年後期	臨床心理地域援助事例研究演習Ⅳ 総合的事例研究演習Ⅱ	臨床心理地域援助実習Ⅳ

(4) 選択必修科目群

こころの問題に即応できる質の高い心理支援能力を習得し、スキルアップするために必要な専門基礎知識を学習することを目的とする。

領域科目群においては、各分野の心理支援において必要な基礎的知識・技能を学ぶ。発達科目群においては、各発達段階における心理的問題とその支援について学習し、技法科目群においては、各対象者に応じた各種技法を学ぶ。

<選択必修科目群（選必：10 単位以上）>

開講時期	領域科目群： 2科目 4 単位以上	発達科目群： 1科目2単位以上	技法科目群： 2科目 4 単位以上
1年前期 ～ 2年後期	学校心理臨床論 福祉心理臨床論 医療心理臨床論 司法・矯正心理臨床論 産業心理臨床論	児童期心理臨床論 青年期心理臨床論 成人・老年期心理臨床論 発達障害者心理臨床論	エスノグラフィック心理臨床論 投映法論 遊戯療法論 ケーブループ・アフローチ論 ストレスマネジメント論 臨床動作法論 被害者支援論

(5) 選択基礎科目群

基礎心理学ならびに臨床心理学に関する基礎知識の幅を拡げるとともに、多様な関連領域の知識及び必修科目的受講に備える専門基礎知識の修得を目的とする。さらに、学部において臨床心理学を修得していない学生に対して、専門知識習得を補う目的で「臨床心理学入門」を開講する。

＜選択基礎科目群（選択：2単位以上）＞

開講時期	講義科目
1年前期	臨床心理学入門
～	学習・行動心理学特論
2年後期	認知心理学特論
	生活環境特論
	生涯発達論
	コミュニティ心理学特論
	臨床精神医学特論
	臨床精神薬理学特論

3. 実務実習

【資料5】 【資料5-1】

高度専門職業人である臨床心理士の養成においては、実務実習は欠くことのできないものである。実習は、学内実習と学外実習によって行い、国際水準をキャッチアップした実習時間を確保する。

(1) 実習の概要

① 学内実習

学内実習は、「鹿児島大学大学院附属心理臨床相談室」において行う。具体的には、来談者の申込受付のための電話担当、実務家教員と教育研究教員によるインテーク面接・事例面接の陪席、インテーク面接・事例面接の実施、カンファレンスへの出席及び報告等を行う。

② 学外実習

学外実習は、地域における教育、福祉、医療の3領域4箇所の臨床現場で行う。教育領域では、学校において、具体的なケースに基づく個別、集団、地域支援の実務体験を行う。福祉領域では、児童相談所及び児童福祉施設において、児童及び保護者への心理支援のあり方を学ぶ。医療領域では、単科精神病院、総合病院における具体的な心理支援のあり方について学ぶ。

(2) 実習時間の確保

① 一般学生及び臨床心理士資格未取得者等の社会人の場合

2年間にわたり継続的な実習時間を提供する。具体的には、学内実習として「臨床心理査定実習Ⅰ・Ⅱ」「臨床心理面接実習Ⅰ・Ⅱ」による一斉実習180時間及び前述した相談室における実習時間840時間が算定される。学外実習は、「臨床心理地域援助実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」による実習時間240時間及びスーパービジョン120時間が算定され、総計1,380時間の実習時間を保証する。

② 臨床心理士有資格者で、短期履修制度が適用された学生の場合

指定大学院で履修した20単位が既修得単位として認定され、短期履修制度が適用された場合、1年間で実施する学内実習及び学外実習時間が短縮される。学内実習として「臨床心理査定実習Ⅱ」「臨床心理面接実習Ⅱ」による一斉実習90時間及び相談室における実習時間840時間が算定される。学外実習は、「臨床心理地域援助実習Ⅲ・Ⅳ」により実習時間120時間及びスーパービジョン60時間が算定され、総計1,110時間の実習時間を保証する。

③ 臨床心理士有資格者で、指定大学院以外の大学院を修了した学生の場合

他大学院を修了した臨床心理士有資格者の場合、原則より1箇所減じた3領域3箇所の学外実習によって可とする。学内実習として「臨床心理査定実習Ⅰ・Ⅱ」「臨床心理面接実習Ⅰ・Ⅱ」による一斉実習180時間及び相談室における実習時間840時間が算定される。学外実習は、「臨床心理地域援助実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」により実習時間180時間及びスーパービジョン90時間が算定され、総計1,290時間の実習時間を保証する。

IV 教員組織の考え方及び特色

【資料6】

前述したように、本研究科の目的は、地域文化を踏まえた上で、社会のニーズに応えるべく教育、福祉、医療、司法・矯正の各領域を充実・強化した教育課程を設定し、即戦力となりうる臨床心理士を養成することにある。この教育課程実現のため、9名の臨床心理士を専任教員として配置する。専任教員のうち5名は従来の教育研究教員であり、4名は各領域での長期の臨床経験を有し理論家でもある実務家教員である。これらのスタッフの連携のもと、より実践的で質の高い教育を提供することが可能となる。

教育研究教員は、担当科目に関する研究において博士号の学位あるいは豊富な研究業績を有し、実務家教員にも博士号保有者がおり、専門職大学院としての高度な研究機能を有している。専任教員の年齢は、60歳代1名、50歳代5名、40歳代2名、30歳代1名であり、定年退職が65歳であることを勘案すると、5年以上の間、この教員組織を維持することが可能である構成となっている。

具体的には、実務家教員は、それぞれスクールカウンセラー及び開業心理臨床家としての経歴を豊富に有する臨床心理士、児童相談所をはじめ福祉領域での経歴を豊富に有する臨床心理士、精神科領域での臨床実績とともに臨床心理士指定大学院の実習受入れ先指導者としての経歴を豊富に有する臨床心理士、少年鑑別所所長等の司法・矯正領域での経歴を長年にわたり有する臨床心理士である。これらの実務家教員は、主として「臨床心理面接実習Ⅰ・Ⅱ」、「臨床心理査定実習Ⅰ・Ⅱ」、「臨床心理地域援助実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」といった実務実習に関する指導を中心に行う。

教育研究教員は、エンカウンター・グループなど集団支援の専門家、コミュニティ心理学など地域支援の専門家、ストレスマネジメント及び臨床動作法の専門家、ロールシャッハ法を中心とした臨床心理査定の専門家、発達障害者支援及び臨床精神薬理学の専門家などそれぞれに特化した能力を有する教員を擁しており、地域生活に密着した臨床心理士養成の基本的な臨床力を講義や演習科目で指導をすることに即したスタッフとなっている。

また、教育研究教員と実務家教員は、共同して「臨床心理事例研究演習Ⅰ・Ⅱ」並びに「臨床心理地域援助事例研究演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」においてコラボレートした指導を行い、より実践的で厚みのある教育の提供を可能とする。

この他、兼任・兼担の授業担当教員が加わり、精神医学や被害者支援など臨床心理学関連の講義・演習、あるいは心理学一般に関する講義等、専任教員では対応できない教科について担保する。これらの教員も学位取得者あるいは豊富な研究業績を有する者で構成されている。

以上の点から、本研究科の設置において申請されている教員組織は、教育研究教員と実務家教員の共同に基づく特色ある教育課程を実現し、臨床心理士養成課程における教員組織モデルとして、また、現代社会のこころの問題に即応できる臨床心理士養成を可能とする組織である。

V 教育方法、履修指導の方法及び修了要件

1. 標準修業年限、修了要件

(1) 修業年限

標準修業年限は、2年とする。ただし、本人の希望により、長期履修制度を適用できる。

また、臨床心理士養成指定大学院を修了し、既に臨床心理士資格を有している学生については、既修得単位を認定の上で、短期履修制度の適用により、本人の希望で在学期間の短縮を可能とする。ただし、この場合においては、本専攻に少なくとも1年以上在学するものとする。

(2) 修了要件

以下の3項の全てを満たすことを本課程の修了要件とする。

- ① 本専攻に2年以上在学すること。ただし、在学期間の短縮を適用した者については、1年以上在学すること。
- ② 50単位以上を修得すること。
- ③ 修了要件を満たした者には臨床心理修士（専門職）の学位を授与する。

(3) 単位取得の要件

授業科目群の単位数は、講義2単位、演習2単位、実習1単位を基本とし、半期で修了するセメスター制をとる。

本専攻における学習は、地域生活に密着した高度専門技能を有する臨床心理士養成の目的から、科目群ごとの修得要件について、以下の基準を設ける。

- ① 臨床心理学基幹科目群の全科目20単位を必修とする。
- ② 臨床心理学展開科目群の全科目18単位を必修とする。
- ③ 選択必修科目群のうち、「領域科目群」から4単位、「発達科目群」から2単位、「技法科目群」から4単位を選択し、計10単位以上を選択必修単位とする。
- ④ 選択基礎科目群から2単位以上を選択する。
- ⑤ 1年間の履修登録単位数の上限は36単位とする。

(4) 既修得単位の認定

本研究科への入学者が入学以前に他研究科または他大学院で修得した単位のうち、本専攻の授業科目に相当するものについては、本人の申請に基づき20単位を上限として既修得単位とみなすことができる。既修得単位の認定申請は入学時に行う。

2. 成績評価の方法

【資料7】

本研究科では、成績評価の客観性及び厳密性を維持するため、次のような成績評価方法と客観性・厳密性確保の方策を行い、さらにそこで得られた成績評価をファカルティ・ディベロップメント（FD）活動への取り組みに生かす。

(1) 成績評価方法

講義・演習においては、筆記試験、レポート、授業における発表の他、必要に応じてプレゼンテーションや口頭試問を実施し総合的に行う。なお、各授業においての詳細な成績評価の方法については、シラバスに明記する。

また、実習においては、資料7のように量的評価と質的評価を総合して行う。量的評価はポイント制を採用し、質的評価はレポート評価と臨床評価により行う。実習評価の公平性を保証するために、実務家教員間で合議し、担当責任教員が取りまとめる。

これらの評価項目や評価方法については、本学学術情報基盤センターより提供されているWebStudyとシラバスを活用して学生に公表する。

(2) 成績評価基準

成績評価は、100点を満点とする評点をつけた上で、60点未満を不合格とし、下記にしたがってA+, A, B, C, Fの評語をもって表す。またGPAを履修指導に用いるため、それぞれの評点に対して4.0を最上位とするGrade Pointを与える。

	評価	評価得点	GPA得点	
合格	A+	90点以上	4.0	特に優れた成績を示した者 (受講者の上位20%までの人数につきことができる)
	A	80~89点	3.0	優れた成績を示した者 (A+とAの学生が、合計で40%以内の人数になるようにつける)
	B	70~79点	2.0	合格と十分認められる者
	C	60~69点	1.0	合格と認められる最低限度の成績を示した者
	F	60点未満	0.0	合格と認めるに足る成績を示さなかった者

ただし、受講人数10人に満たない授業については、成績の分布には枠を設けない。また、修学指導においてはGPAを参照し、成績不良者に対しては、個別に指導・助言を行う。

なお、実習科目である「臨床心理査定実習Ⅰ・Ⅱ」「臨床心理面接実習Ⅰ・Ⅱ」「臨床心理地域援助実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」については、実習体験の均等性、均質性が保てないという科目の特性上、GPAの評価に代わり、総合評価としてA, B, C, Dの4段階により評価する。

(3) 成績評価の公正性の保証

成績評価の公正性を確保するために、各学期が終了し成績が確定した段階で、各科目の成績評価別の人数分布、具体的な採点のポイントや配点を研究科教授会に報告し、これを学生に公表する。また、教員の教授技術の向上や学生の履修意欲の向上のため、FD委員会において各教員の評価方法に関する調査と検討を行い、教員相互の情報交換を促進し、成績評価方法の共有化を図る。

3. 履修について

本研究科は、地域文化の特性を把握し、社会のニーズに即応できる臨床心理士を養成する目的から、一般の学生以外に、臨床心理士有資格者をはじめとする心理臨床の現場において活動を行っている社会人の受け入れも積極的に行う。

(1) 履修モデル

【資料8】

具体的な履修モデルは、以下の3通りである。

①学部で臨床心理学の基礎を学んできた一般学生の履修モデル

資料8の(1)のモデルは、臨床心理士資格取得を目指す学生の標準履修モデルであり、本研究科の人材養成を反映したものである。なお、以下の学生に対しても適用される。

ア 学部で臨床心理学を履修していない一般学生

「臨床心理学入門」を開講し、基本的な臨床心理学の知識を補完する。また、選択基礎科目群の「学習・行動心理学特論」「認知心理学特論」「生活環境特論」の履修を指導し、必要に応じて法文学部で開講されている基礎的な心理学科目を履修させる。

イ 学部卒の臨床心理士有資格者の社会人学生

ウ 臨床心理士資格未取得で心理職勤務の社会人学生

②臨床心理士有資格者で指定大学院を修了した社会人学生の履修モデル

資料8の(2)のモデルは、指定大学院で修得した20単位を既修得単位として申請し、認定を受けた場合のものである。本人の希望により短期履修制度が適用された場合、1年（2セメスター）での修了が可となる。

③臨床心理士有資格者で指定大学院以外の大学院を修了した社会人学生の履修モデル

資料8の(3)のモデルは、他大学院で修得した6単位を既修得単位として申請し、認定を受けた場合のものである。この場合、学外実習は3領域3箇所でも可となる。

(2) 履修指導

履修に関しては、修業年限、修了要件や、講義・演習・実習の種類とその基本的な理念を明記した「履修の手引き」及びシラバス等を作成し、各専任教員がそれぞれ学生2~3名の担当となり、少人数による履修指導を行う。履修方法については、入学時のオリエンテーションで詳しく説明するだけではなく、オフィスアワーを設定し、日常的に相談に応じ、進路希望にあった履修計画を策定できるよう学生を支援する。

VI 既設の学部（修士課程）との関係

1. 法文学部との関係

(1) 法文学部の教育課程に変更はない。

(2) 学部教育と専門職大学院の連携

法文学部教員と心理臨床相談室の臨床指導相談員との連携により、学部学生に心理臨床体験の場を提供している。具体的には、クライエントと学生の安全と守秘義務を徹底した上で、学部学生が専門ボランティアとして発達障害児に対するグループ療法に参加している。学部学生の専門ボランティアは、相談室活動にとって多側面からのサポーターとして重要な存在となっており、専門職大学院設置後も心理臨床相談室の臨床指導相談員との連携の下、継続

して学部学生への臨床体験の場を提供する。

2. 人文社会科学研究科の教育との関係

(1) 人文社会科学研究科臨床心理学専攻は、臨床心理学研究科臨床心理学専攻へ移行する。

(2) 人文社会科学研究科人間環境文化論専攻心理学専門分野の教育課程に変更はない。

VII 施設・設備等の整備計画

1. 講義室、演習室等の用途、数、面積及び収容能力

【資料9】

総合教育研究棟と法文学部1号館の一部を使用し、本研究科の特色である実習とスーパービジョン体制を強化した教育課程を実現するために、既存の心理臨床相談室を充実させる。カウンセリングルーム3室、プレイルーム2室を増設し、加えて、スーパービジョンルーム4室及び専用のカンファレンスルームを設置する。また、相談室を1フロアに集約して機能的な配置とし、相談者のプライバシーに配慮できるようにする。

- (1) 講義室1室については、法文学部1号館2階の2教室(22m², 15名収容)を使用する。
- (2) 演習室4室については、総合教育研究棟1階に1室(54m², 20名収容)を専用として新たに確保する、その他、3階セミナー室(57m², 15名収容)、法文学部1号館2階の2教室(22m², 15名収容)を使用し、少人数に分かれての演習にも対応できるようにする。
- (3) 実習室については、既存の心理臨床相談室(274m²)を409m²(カウンセリングルーム6室、モニタールーム1室、プレイルーム4室、待合室1室、準備室1室、相談室長室・相談室主任室各1室)に拡充し、4階にカンファレンスルーム1室(74m², 40名収容)、6階・7階にスーパービジョンルーム4室(26m², 各7名収容)を設置する。カウンセリングルームは、箱庭セットを備えた部屋を既存の1室から3室に増設し、子どもから大人までの非言語的な心理支援が充実するようになる。プレイルームにカメラを設置し、モニタールームで記録したものをスーパービジョンで活用する。また、プレイルームにはマジックミラーを備えてリアルタイムの指導ができるようになる。各スーパービジョンルームにはビデオ観察一式を備える。
- (4) 院生室は自習室として、総合教育研究棟4階に1室(52m², 32名収容), 6階に1室(26m², 8名収容)を設け、それぞれ、個人用机・パソコンを配置し、データベースへのアクセスにより図書館の利用ができるようになる。また、学生相互及び教員との情報交換に利用するために、各自にメールアドレスを与え、学習できる環境を整える。
- (5) 研究科長室は法文学部1号館に設置する。

2. 図書等の資料の整備計画

本研究科の図書等の資料に関しては、高度専門職業人養成の理念を達成するために、以下のような学術雑誌、図書等を整備する。心理学全般の高い学術知識を得るために学術雑誌として、「心理学研究」「教育心理学研究」「特殊教育学研究」「発達心理学研究」を整備する。個別支援能力に関わる学術雑誌として、「心理臨床学研究」「カウンセリング研究」「犯罪心理学研究」「遊戯療法研究」「人間性心理学研究」「行動療法研究」などを整備する。集団支援能力に関わる学術雑誌として、「集団精神療法」「家族心理学研究」「ストレスマネジメント研究」などを整備する。地域支援能力に関わる学術雑誌として、「コミュニティ心理学研究」「実

験社会心理学研究」「リハビリテイション心理学研究」などを整備する。また、外国学術雑誌として“Journal of Counseling Psychology”, “Cognitive Psychology”, “Journal of Clinical and Consulting Psychology”, “Journal of Orthopsychiatry”, “Journal of Personality and Social Psychology”, “Journal of Applied Psychology”, “Health Psychology”, “Group Dynamics: Theory Research and Practice”, “Journal of Experimental Psychology: Learning, Memory, and Cognition”, “Professional Psychology: Research and Practice”, “Journal of Community Psychology”などを整備する。

以上については、平成19年度の開設時までに配備する予定である。また、人文学科の蔵書を本研究科の学生にも利用可能とする。

臨床心理学の事例研究や文献情報の検索・収集に関して、特に利用頻度の高い文献情報データベース（中央図書館配置）については、従来通りアクセス可能な状態とする。

VIII 入学者選抜の概要

本研究科は、一般選抜に加え、社会人特別選抜、外国人特別選抜という3つの選抜方法により、門戸を開放する。入学者選抜にあたっては、公平性・開放性・多様性の理念を最大限に活かし、次のようなアドミッション・ポリシーのもとで選抜を行う。

1. 本研究科が求める人材

地域社会のニーズに即応できる臨床心理士を養成するという目的に沿う資質として以下の入材を求める。

- (1) 学部までの心理学の基礎的知識を基に、臨床心理学に関するより実践的な専門的技量を培い、臨床心理学に関する実践力を身につけたいという目的を持つ人
- (2) 心理系以外の学部の出身者で、臨床心理学に関心があり、臨床心理学の実践的な専門的技量を身につけ、臨床心理学に関する実践力を身につけたいという目的を持つ人
- (3) 臨床心理士資格を取得したいという目的を持っている人で、現在、医療や福祉、教育、司法・矯正領域などで心理職に従事している社会人
- (4) 臨床心理士資格を有している人で、リカレント入学として再学習や最新知見など、より高度な技量を身につけ、臨床心理学の実践力を身につけたいという目的を持つ人

2. 入学者選抜の方法

- (1) 募集人員は、15名とする。入学者選抜試験は、一般選抜、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜のいずれかによる。

(2) 出願資格

① 一般選抜

学内・学外の学部卒の学生を対象とした選抜であり、以下の者が対象となる。

ア 学校教育法第52条に定める大学を卒業した者又は平成19年3月までに卒業見込みの者

イ 学校教育法第68条の2第4項の規定により、学士の学位を授与された者又は平成19年3月までに授与見込みの者

ウ 外国において、学校教育16年の課程を修了した者又は平成19年3月までに修了見込みの者

- エ 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- オ 文部科学大臣の指定した者
- カ 本研究科において、出願資格の個別審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、平成19年4月1日までに22歳に達する者
- キ その他本研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- ② 社会人特別選抜
- 社会人の定義は、心理職、その他の臨床心理学に関連する職場において、2年以上常勤としての勤務経験を有する者で、以下の者が対象となる。現職でなくとも、過去2年以上常勤としての勤務経験を有する者を含む。
- ア 学校教育法第52条に定める大学を卒業した者
- イ 学校教育法第68条の2第4項の規定により、学士の学位を授与された者
- ウ 外国において、学校教育16年の課程を修了した者
- エ 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- オ 文部科学大臣の指定した者
- カ 本研究科において、出願資格の個別審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、平成19年4月1日までに22歳に達する者
- キ その他本研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- ③ 外国人特別選抜
- 日本国籍を有しない者で、以下の者が対象となる。
- ア 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者又は平成19年3月までに修了見込みの者
- イ 外国人留学生として、学校教育法第52条に定める大学を卒業した者又は平成19年3月までに卒業見込みの者
- ウ 本研究科において、出願資格の個別審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、平成19年4月1日までに22歳に達する者
- エ その他本研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (3) 選抜方法
- 筆記試験（臨床心理学及び心理学、外国語）と口述試験による総合判定とする。
- ① 筆記試験は、臨床心理学及び心理学に関するものと外国語からなる。
- ② 口述試験は、あらかじめ提出された計画書を中心に、臨床心理士になる意志の確認や対人援助職としての適性などを審査し、総合的に入学者を判定する。
- ③ 一般選抜、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜においては、それぞれに個別の出願資格を設定する。とくに社会人においては、財団法人日本臨床心理士資格認定協会の臨床心理士受験資格を満たすことを目的とする。
- (4) その他
- ① 一般選抜と社会人特別選抜の割合は概ね8:2を考えている。一般選抜の内、学内進学と

他大学出身者の割合は概ね6:4を考えている。

- ② 外国人特別選抜により入学した者については、チューター制度の導入や留学生センターの利用を積極的に推進し、教育上の配慮を行う。

IX 大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例の実施について

1. 修業年限

標準修業年限は2年とする。

短期履修制度適用時の修業年限は1年とする。

長期履修制度適用時の修業年限は3年以上、最大4年とする。

2. 履修指導及び研究指導の方法

- (1) 履修指導体制についてはVの3に準ずる。
- (2) 履修の方法は、昼間授業及び夜間授業のいずれも履修することができる。
- (3) 修了に必要な50単位は、昼間授業及び夜間授業のいずれで充足してもよい。
- (4) 学生は、入学時に担当教員を決め、担当教員の指導のもとに、キャリアプランを考慮に入れた履修計画を立案していく。

3. 授業の実施方法

【資料10】

- (1) 特例による授業時間帯は、6限目(18時10分～19時40分)、7限目(19時50分～21時20分)、及び夏季・冬季休業期間とし、必要に応じて土曜日、日曜日にも授業を行う。
- (2) 実務実習の実施方法については、特例を適用した学生においてもⅢ.3.に準じて実習時間の確保を行う。
- (3) 社会人学生の場合、職場における業務実績を活用したテーマを取り入れた「総合的事例研究演習Ⅰ・Ⅱ」に関する指導を行い、その効率化を図る。
- (4) 個人情報の保護に十分配慮した上で、コンピューターやインターネットを利用した個別スバービジョンなどの指導法を取り入れることにより、在宅のまま臨床事例報告書作成等の指導が受けられるよう教育指導体制を整備する。個人情報の保護に十分に配慮したインターネット利用については、鍵付きメール環境下(指定したパスフレーズにより文字メールを暗号化し、特定のパスフレーズにより復号させるメールシステム)にて対応する。

4. 教員の負担の程度

- (1) 昼夜開講により付加される授業時間数は、標準的履修の場合で1年を通して週2時間程度である。したがって、開講する科目・时限を調整することにより、負担軽減に努める。
- (2) 14条特例の実施による負担に関しては、夜間開講の場合は鹿児島大学が採用している裁量労働制を活用し、臨床心理学研究科として、夜間開講日の午前中には授業を編成しないこととする。また、土曜日・日曜日開講の場合は休日の振替制の活用により対応する。さらに、全学委員会への参画の軽減を行うことにより、勤務の負担が過重になることはない。
- (3) 実務家教員の負担が過重にならないように、実務家教員が複数配置されている実習科目「臨床心理地域援助実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」では、授業における実務家教員の役割を統括責任者、評価担当者、準備担当者に分けて負担を軽減する。また、実務家教員と教育研究教員とが共同で担

当する演習科目「臨床心理地域援助事例研究演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」及び「総合的事例研究演習Ⅰ・Ⅱ」では、授業における役割を統括責任者、評価担当者、準備担当者に分け、教育研究教員もそれぞれの役割を担い、実務家教員の負担軽減に努める。

5. 図書館・情報処理施設等の利用方法

- (1) 附属図書館は、年間を通して月曜日から金曜日までは午前9時から午後9時まで、土曜日・日曜日は午前10時から午後6時まで開館しており、教育研究に支障がないように配慮されている。
- (2) 院生室にネットワークに接続したコンピューターを複数台配し、附属図書館の24時間稼動の電子ジャーナルや図書検索システムを活用することができる。
- (3) コンピューター・ネットワークの活用も有効であり、大学内の各講座間はLANで接続され、かつ外部からも接続できるサーバーを設置しており、コンピューターの利用について支障はない。

6. 学生の厚生に対する配慮

- (1) 夜間(18時10分～)の授業を受ける学生が食事をとるための食堂は、夏季19時30分まで、冬季19時まで営業している。
- (2) 夜間の授業を受ける学生のために、構内駐車場を確保し、授業に支障のないようにする。
- (3) 夜間に授業を受ける学生が急病等になった場合は、本学の周辺には各診療科の医療機関があり、学生の急病や事故等に即応することができる。

7. 職員の配置

夜間学生の履修登録や厚生相談に対応するため、職員の勤務の割り振りを行い、学生に支障のないような事務体制を確立する。

8. 入学者選抜方法

- (1) 教育方法の特例を適用する社会人入学定員は、正規の入学定員の枠内で募集する。
- (2) 入学者の選抜は、一般選抜とは別に、社会人特別選抜として行う。
- (3) 社会人特別選抜は、書類審査、筆記試験、口述試験の結果を総合して行う。

X 自己点検・評価

本研究科においては、自己点検・評価をFD活動の一環としてとらえ、それを担うFD委員会が中心となって実施する。

自己点検の実施と公表にあたっては、臨床心理士養成機関としての目標達成のみならず、設置の理念到達度、教員の研究や学生の研修による成果を柱とする自己点検・評価を行う。

また、適正な教育指導が行われているかを検証するために、外部評価者による検証を受ける。

X I 情報の提供

教育研究活動等の状況に関する情報提供は、インターネットの活用等により実施する。情報を提供する項目は次のとおりである。

1. 設置の理念・目的
2. アドミッション・ポリシーと入学試験の概要
3. 教育課程ならびに履修モデル
4. 教員組織・担当科目
5. 自己点検・評価に係る各項目
 - (1) 高度専門職養成機関としての教育活動の自己点検・評価
 - (2) 教育上の理念の到達度に関する自己点検・評価
 - (3) 教員の研究や学生による研修等の活動

X II 教員の資質の維持向上の方策

1. FD委員会の立ち上げ

本研究科に「FD委員会」を設置し、教員の教授技術の向上や学生の履修意欲の向上に努める。具体的には、各教員の評価方法についての調査と検討を行い、教員相互の情報交換を促進し、成績評価方法の共有化を図る。

2. 客観的で厳格な成績評価制度の導入

本研究科では、質の高い教育サービスの提供とそれによる学生の学習意欲の向上を目的として、前記Vの2に挙げたGPAによる成績評価制度を導入する。教員は本学学術情報基盤センターで提供されているWebStudyを活用して、授業の展開計画や評価方法、成績評価基準と具体的な採点のポイントの事前公表を行う。また、パソコン端末を通して全教員の授業の展開計画や評価基準を把握することにより、学生に対する指導の状況を把握するとともに、教員相互のコミュニケーションを図る。成績評価は、相対評価と絶対評価を有機的に組み合わせたものを用いる。教員相互の情報交換を促進し、評価の水準や配点などが著しく偏ることのないよう措置をとる。

3. 学生による授業評価制度の導入

学生による授業評価を導入することにより、教員自らの自己点検・評価を通して授業改善を促進させ、高度専門職養成の教育の質を保証する。具体的には、講義・演習・実習の全科目について1セメスター毎に3~5回程度の学生による授業評価を導入する。学生による授業評価においては、学生自身の到達度評価と授業内容に関する評価を行う。また、学生による授業評価の結果は、WebStudyを通して授業担当教員間で共有し、国際水準のキャッチアップが維持されるよう努力する。

4. 授業研究・実務研修等

教育研究教員は、教育能力の向上を目指すため、学内実習施設における臨床心理面接担当数ならびに非常勤臨床心理士業務、講師派遣、事例研究、学会報告、学会誌投稿などを年度ごとにFD委員会に報告する（自己点検・評価）。

実務家教員は、臨床家としての資質の維持・向上のために、実務家教員の担当する実習科目については実務家教員の複数体制によるケースカンファレンス、グループスーパービジョンを積極的に導入し、実務家教員同士の相互研鑽を深める。また、事例研究論文の学会誌への投稿や学会報告を積極的に行う。さらに、九州大学大学院や他大学大学院における臨床心

理の専門職大学院の実務家教員との連携を図り、実務家同士の資質向上のための研修や情報交換を積極的に行うことでレベルアップを行い、その活動については年度ごとにFD委員会に報告する（自己点検・評価）。

教育研究教員と実務家教員は、「臨床心理面接演習Ⅰ・Ⅱ」をはじめとする演習科目でのコラボレートした授業を積極的に行い、授業研究ならびに実務技術の交流や力量の深化を図り、相互の教育能力ならびに臨床実務能力の向上に努める。

また、教育研究教員及び実務家教員は、自己研鑽のため、日本臨床心理士会研修会、鹿児島県臨床心理士会研修会、九州・沖縄地区研修会等の各種研修会に積極的に参加する。さらに、「日本心理臨床学会」「日本心理学会」「日本教育心理学会」「日本カウンセリング学会」「日本行動療法学会」「日本ロールシャッハ学会」「日本リハビリテイション心理学会」等の学会への参加を積極的に行う。

XIII 第三者評価

本研究科は、認証評価機関による第三者の厳正な評価を受ける。

XIV 管理運営の考え方

【資料11】

本研究科は、設置基準に基づく専門職大学院であり、基礎となる学部を持たない研究科（独立研究科）として設置する。したがって鹿児島大学内における運営の独立性は確保されており、教育課程等の臨床心理学教育に関する諸事項について独自の決定権限を持ち、臨床心理学教育の趣旨に適合した人事についても、他から影響を受けることなく実施することができる。

具体的な組織構成は、本研究科に全所属教員で構成される研究科教授会をおき、その専門委員会として総務委員会、人事委員会、学務委員会、FD委員会を設けて業務を担当する。

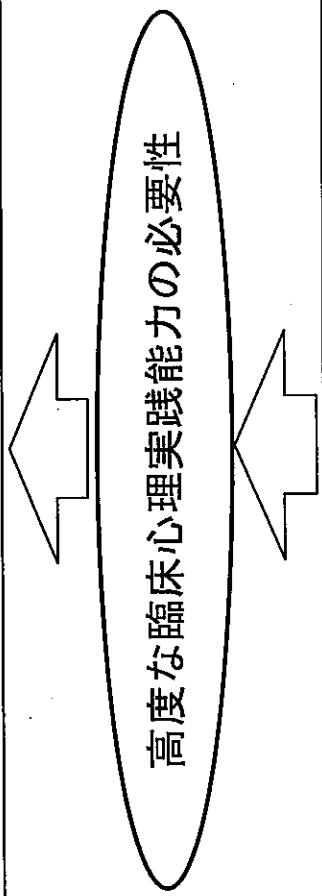
資料 1

教育上の理念及び目的

【教育上の理念】

- (1) 個別支援、集団支援、地域支援、危機介入支援のできる人材の輩出
- (2) 地域文化を視野に入れた心理臨床ができる人材の輩出

【目的】21世紀の国民のこころの健康に寄与する

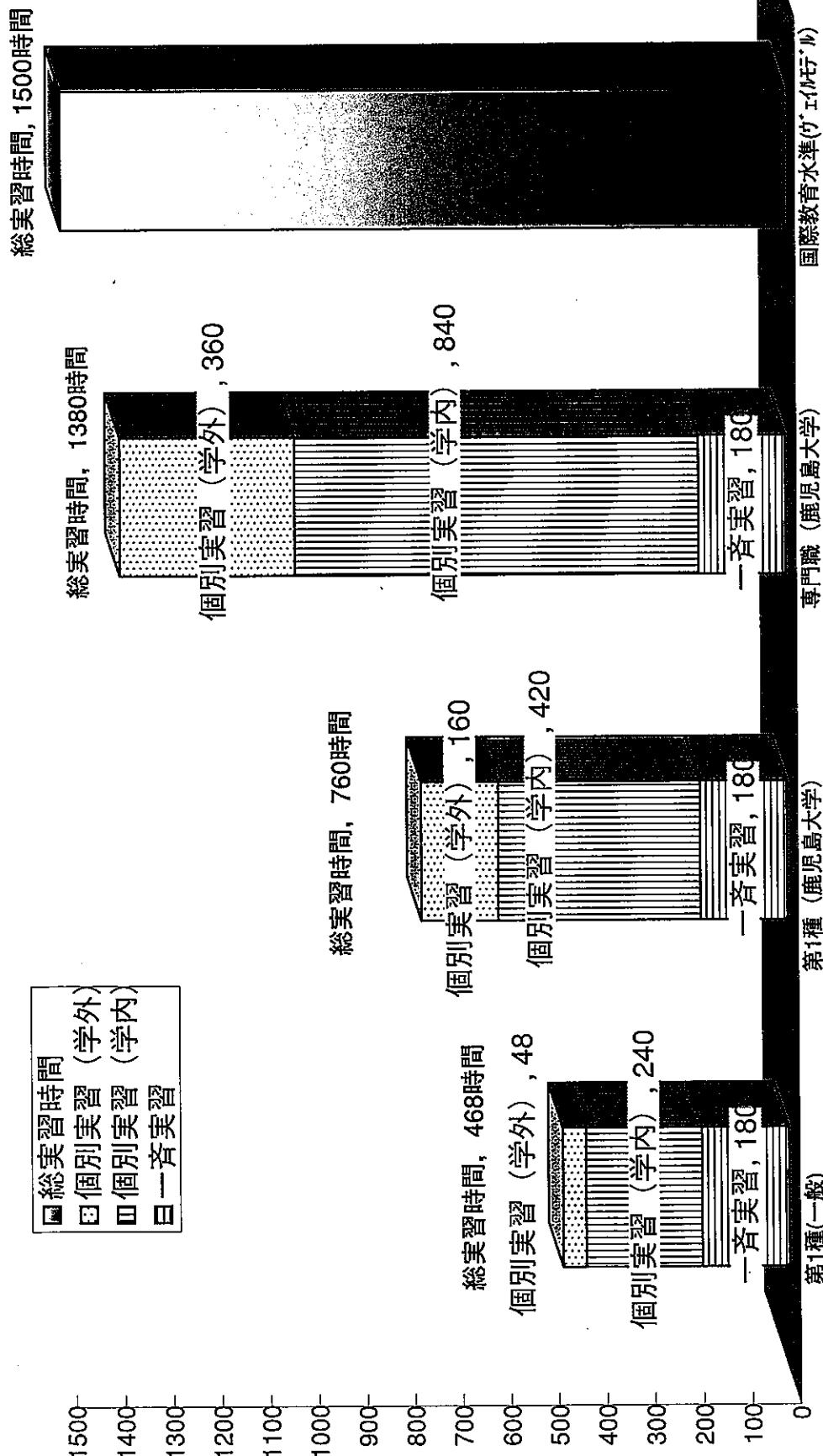


【複雑かつ多岐にわたるこころの問題】

- ・教育領域 一 不登校、いじめ等
- ・福祉領域 一 虐待、発達障害者の不適応、DV等
- ・医療領域 一 うつ病、自殺、摂食障害等
- ・司法・矯正領域 一 非行、犯罪被害者支援等
- ・産業メンタルヘルス等
- ・災害時等の危機介入

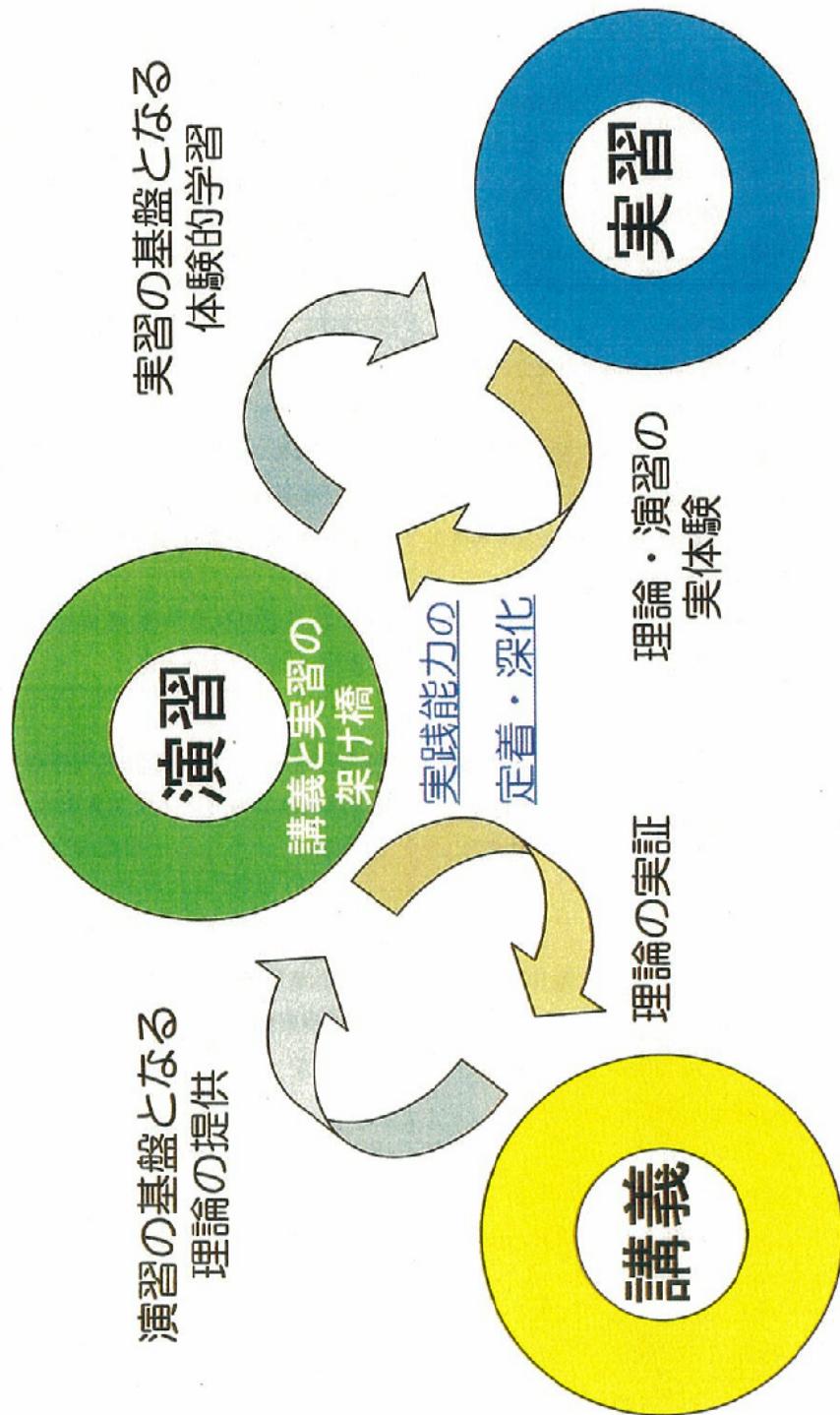
資料 2

実習時間の国際比較



資料 3

三位一体となつた講義・演習・実習



必修科目における年次配当と教育到達目標

	原論	査定および面接		地域援助		調査研究 演習	
		演習	実習	演習	実習		
1 年 次	前期	臨床心理学 原論	臨床心理査定 演習 I 臨床心理面接 演習 I	臨床心理査定 実習 I (学内実習)	臨床心理地域 援助事例研究演 習 I	臨床心理地域 援助実習 I (学外実習)	
	後期	臨床心理面 接学原論	臨床心理査定 演習 II 臨床心理面接 演習 II	臨床心理面接 実習 I (学内実習)	臨床心理地域 援助事例研究演 習 II 臨床心理関連行 政論	臨床心理地域 援助実習 II (学外実習)	
到達 目標		1. 臨床心理学 における査定 および面接等 の基礎知識の 習得	1. こころの専門家としての基本姿勢を 身につける 2. 実践を通した臨床心理査定の基礎的 能力の習得 3. 実践を通した臨床心理面接の基礎 的能力の習得 4. 学内実習、演習を通した基本的臨床 心理実践能力の獲得 5. 学内実習、演習を通じた個別、集団に に対する心理的援助能力の獲得	1. 地域のこころの専門家としての基本姿勢を 身につける 2. 外部実習機関における臨床心理査定の基 礎的能力の習得 3. 外部実習機関における臨床心理面接の基 礎的能力の習得 4. 学外実習、演習を通じた基本的臨床心理実 践能力の獲得 5. 学外実習、演習を通じた集団、地域に対す る基礎的危機介入能力の獲得			
2 年 次	前期		臨床心理事例 研究演習 I	臨床心理査定 実習 II (学内実習)	臨床心理地域 援助事例研究演 習 III	臨床心理地域 援助実習 III (学外実習)	総合的事例研究 演習 I
	後期		臨床心理事例 研究演習 II	臨床心理面接 実習 II (学内実習)	臨床心理地域 援助事例研究演 習 IV	臨床心理地域 援助実習 IV (学外実習)	総合的事例研究 演習 II
到達 目標			1. こころの専門家としての姿勢と倫理 観を身につける 2. 実践を通じた臨床心理査定のより高 度な専門的能力の習得 3. 実践を通じた臨床心理面接のより高 度な専門的能力の習得 4. 学内実習、演習を通じたより高度な 臨床心理実践能力の獲得 5. 学内実習、演習を通じた個別、集団 に対するより高度な心理的援助能力 の獲得	1. 地域のこころの専門家としての姿勢と倫理 観を身につける 2. 外部実習機関における臨床心理査定のより 高度な専門的能力の習得 3. 外部実習機関における臨床心理面接のよ り高度な専門的能力の習得 4. 学外実習、演習を通じたより高度な臨床心 理実践能力の獲得 5. 学外実習、演習を通じた集団、地域に対す る高度な危機介入能力の獲得	1. 臨床心理学原論 及び臨床心理査 定・臨床心理面 接、臨床心理地 域援助の実践に基 づいた事例研究論文 の作成		

資料 4

(19年度案)		授業科目 (配当年次・単位等)				
科目群	授業科目等	教育方法	配当年次	単位数		担当者名
				必修	選択	
臨床心理学基幹科目群	臨床心理学原論	講義	1年前期	2		安部恒久
	臨床心理面接学原論	講義	1年後期	2		中原睦美
	臨床心理査定演習Ⅰ	演習	1年前期	2		中原睦美
	臨床心理査定演習Ⅱ	演習	1年後期	2		中原睦美
	臨床心理面接演習Ⅰ	演習	1年前期	2		安部恒久
	臨床心理面接演習Ⅱ	演習	1年後期	2		服巻豊
	臨床心理事例研究演習Ⅰ	演習	2年前期	2		○安部恒久 金坂弥起 (実務家)
	臨床心理事例研究演習Ⅱ	演習	2年後期	2		○中原睦美 平川忠敏 落合美貴子 (実務家)
	臨床心理査定実習Ⅰ	実習	1年前期	1		○落合美貴子 (実務家) 高橋泰夫 (実務家)
	臨床心理査定実習Ⅱ	実習	2年前期	1		○金坂弥起 (実務家) 松木繁 (実務家)
	臨床心理面接実習Ⅰ	実習	1年後期	1		○松木繁 (実務家) 落合美貴子 (実務家)
	臨床心理面接実習Ⅱ	実習	2年後期	1		○高橋泰夫 (実務家) 金坂弥起 (実務家)
臨床心理学展開科目群	臨床心理関連行政論	演習	1年後期	2		高橋泰夫 (実務家)
	臨床心理地域援助事例研究演習Ⅰ	演習	1年前期	2		○金坂弥起 (実務家) 落合美貴子 (実務家) 安部恒久 平川忠敏 服巻豊
	臨床心理地域援助事例研究演習Ⅱ	演習	1年後期	2		○高橋泰夫 (実務家) 松木繁 (実務家) 山中寛 中原睦美
	臨床心理地域援助事例研究演習Ⅲ	演習	2年前期	2		○落合美貴子 (実務家) 高橋泰夫 (実務家) 山中寛 中原睦美
	臨床心理地域援助事例研究演習Ⅳ	演習	2年後期	2		○松木繁 (実務家) 金坂弥起 (実務家) 安部恒久 平川忠敏 服巻豊
	臨床心理地域援助実習Ⅰ	実習	1年前期集中	1		○落合美貴子 (実務家) 金坂弥起 (実務家) 高橋泰夫 (実務家) 松木繁 (実務家)
	臨床心理地域援助実習Ⅱ	実習	1年後期集中	1		○金坂弥起 (実務家) 高橋泰夫 (実務家) 松木繁 (実務家) 落合美貴子 (実務家)
	臨床心理地域援助実習Ⅲ	実習	2年前期集中	1		○高橋泰夫 (実務家) 松木繁 (実務家) 落合美貴子 (実務家) 金坂弥起 (実務家)
	臨床心理地域援助実習Ⅳ	実習	2年後期集中	1		○松木繁 (実務家) 落合美貴子 (実務家) 金坂弥起 (実務家) 高橋泰夫 (実務家)

(19年度案) 授業科目(配当年次・単位等)

科目群	授業科目等	教育方法	配当年次	単位数		担当者名
				必修	選択	
臨床心理学展開科目群	総合的事例研究演習 I	演習	2年前期	2		○安部恒久・落合美貴子・高橋泰夫・平川忠敏・松木繁・山中寛・中原睦美・金坂弥起・服巻豊
	総合的事例研究演習 II	演習	2年後期	2		○山中寛・安部恒久・落合美貴子・高橋泰夫・平川忠敏・松木繁・中原睦美・金坂弥起・服巻豊
選択必修科目群	学校心理臨床論	演習	1・2年前期		2	松木繁(実務家)
	福祉心理臨床論	演習	1・2年後期		2	落合美貴子(実務家)
	医療心理臨床論	演習	1・2年前期		2	金坂弥起(実務家)
	司法・矯正心理臨床論	演習	1・2年後期		2	高橋泰夫(実務家)
	産業心理臨床論	演習	1・2年前期集中		2	新田泰生(非常勤)
	児童期心理臨床論	講義	1・2年前期		2	飯田昌子
	青年期心理臨床論	演習	1・2年後期		2	松木繁(実務家)
	成人・老年期心理臨床論	演習	1・2年前期		2	稻谷ふみ枝(非常勤)
	発達障害者心理臨床論	講義	1・2年前期		2	服巻豊
	エスノグラフィック心理臨床論	演習	1・2年後期		2	落合美貴子(実務家)
選択基礎科目群	投映法論	演習	1・2年後期		2	関山徹
	遊戯療法論	講義	1・2年後期		2	安部恒久
	グループ・アプローチ論	講義	1・2年後期集中		2	針塚進(非常勤)
	ストレスマネジメント論	講義	1・2年後期		2	山中寛
	臨床動作法論	演習	1・2年前期		2	山中寛
	被害者支援論	講義	1・2年前期集中		2	久留一郎(非常勤)
	臨床心理学入門	講義	1年前期		2	服巻豊
	学習・行動心理学特論	講義	1・2年前期		2	富原一哉
選択基礎科目群	認知心理学特論	講義	1・2年後期		2	横山春彦
	生活環境特論	講義	1・2年後期		2	井上佳朗
	生涯発達論	講義	1・2年前期		2	山喜高秀(非常勤)
	コミュニティ心理学特論	講義	1・2年後期		2	平川忠敏
	臨床精神医学特論	講義	1・2年前期		2	森岡洋史
	臨床精神薬理学特論	講義	1・2年前期		2	服巻豊

- ① 臨床心理学基幹科目群の全科目20単位を必修とする。
 ② 臨床心理学展開科目群の全科目18単位を必修とする。
 ③ 選択必修科目群は、領域科目群より2科目、発達科目群より1科目、技法科目群のエスノグラフィック心理臨床論と他1科目の計10単位以上を選択する。
 ④ 選択基礎科目群から1科目2単位以上を選択する。
 ⑤ 修了単位は、50単位以上とする。
 ※○印は、担当責任教員である。
 ※総合的事例研究演習 I・II の下線は実務家教員である。

鹿児島大学専門職大学院と九州大学大学院・指定大学院・国家資格案(平成17年7月)のカリキュラム対照表

第1種指定大学院			
	授業科目	単位数	
必修科目 16 単位	臨床心理学特論 I	2	
	" II	2	
	臨床心理査定演習 I	2	
	" II	2	
	臨床心理面接特論 I	2	
	" II	2	
	臨床心理実習 I	1	
	" II	1	
	臨床心理基礎実習 I	1	
	" II	1	
選択必修科目 10 単位以上 (A群・B群・C群・D群・E群の中から 2 単位以上)	A 群	心理学研究法特論	2
	A 群	心理統計法特論	2
	B 群	人格心理学特論	2
	B 群	発達心理学特論	2
	B 群	学習心理学特論	2
	B 群	認知心理学特論	2
	B 群	生理心理学特論	2
	B 群	大脳生理学特論	2
	B 群	比較行動学特論	2
	B 群	教育心理学特論	2
C 群	C 群	社会心理学特論	2
	C 群	集団力学特論	2
	C 群	社会病理学特論	2
	C 群	家族心理学特論	2
	C 群	犯罪心理学特論	2
D 群	D 群	臨床心理関連行政論	2
	D 群	精神医学特論	2
	D 群	心身医学特論	2
	D 群	老年心理学特論	2
	D 群	障害者(児)心理学特論	2
E 群	E 群	精神薬理学特論	2
	E 群	投影法特論	2
	E 群	心理療法特論	2
	E 群	学校臨床心理学特論	2
	E 群	グループ・アプローチ特論	2
	E 群	コミュニティ・アプローチ特論	2

九州大学大学院(専門職大学院)

	授業科目	単位数
必修 (臨床心理学基幹科目) 16単位	臨床心理学原論演習Ⅰ	2
	臨床心理学原論演習Ⅱ	2
	臨床心理査定学演習Ⅰ	2
	臨床心理査定学演習Ⅱ	2
	臨床心理査定学実習Ⅰ	1
	臨床心理査定学実習Ⅱ	1
	臨床心理面接学演習Ⅰ	2
	臨床心理面接学演習Ⅱ	2
	臨床心理面接学実習Ⅰ	1
	臨床心理面接学実習Ⅱ	1
必修 (臨床心理学展開科目) 18単位	臨床心理地域援助学演習Ⅰ	2
	臨床心理地域援助学演習Ⅱ	2
	臨床心理地域援助学実習Ⅰ	2
	臨床心理地域援助学実習Ⅱ	2
	臨床心理地域援助学実習Ⅲ	2
	臨床心理事例研究演習Ⅰ	2
	臨床心理事例研究演習Ⅱ	2
	総合的事例研究演習Ⅰ	2
	総合的事例研究演習Ⅱ	2
臨床心理学基本科目群 10単位以上	臨床心理学実践研究法特論	2
	カウンセリング特論	2
	児童・青年期臨床心理学特論	2
	臨床アクションメソッド特論	2
	障害臨床心理学特論	2
	集団臨床心理学特論	2
	人格心理学特論	2
	学生相談学特論	2
	教育臨床心理学特論	2
	家族臨床心理学特論	2
	投射法特論	2
	治療構造論	2
	関係論的心理療法学	2
	高齢者臨床心理学特論	2
	臨床心理関連行政論	2
	医療臨床心理学特論	2
	福祉臨床心理学特論	2
	スクールカウンセリング特論	2
	乳幼児臨床心理学特論	2
	生涯発達学特論	2
	健康支援学特論	2
	対人関係論	2
	自己過程心理学	2
	認知発達理論	2
	認知行動論	2
	臨床精神医学特論	2
	臨床精神薬理学特論	2
	地域看護学特論	2
	司法・矯正臨床心理学特論	2
	産業・組織臨床心理学特論	2
修了要件	44単位以上	

国家資格カリキュラム(大学院)案	
授業科目	単位数
臨床心理学特論	2
臨床アセスメント演習	2
心理面接法演習	2
臨床心理学研究法演習	2
臨床心理実習Ⅰ	2
臨床心理実習Ⅱ	2
臨床心理実習Ⅲ	2
医療心理学特論	2
臨床心理倫理と関連法規論	2
心身医学特論	2
小児医学特論	2
精神医学特論	2
地域保健と予防医学	2
臨床薬理学特論	2
学校臨床心理学特論	2
学生相談学特論	2
臨床人格心理学特論	2
臨床発達心理学特論	2
臨床社会福祉学特論	2
障害児・者支援心理学特論	2
高齢者援助心理学特論	2
健康支援学特論	2
危機介入・援助学特論	2
司法・矯正臨床心理学特論	2
産業・組織臨床心理学特論	2
修士論文	4
修了要件	30単位以上

※「臨床心理士受験資格に関する大学院研究科専攻課程(修士)の指定運用内規」平成8年4月(財団法人臨床心理士資格認定協会;平成13年5月改訂)より

※九州大学大学院人間環境学府実践臨床心理学専攻カリキュラム
(平成17年4月設置)

※鹿児島大学大学院臨床心理学研究科臨床心理学専攻カリキュラム
(平成19年4月設置予定)

※臨床心理士法(案)臨床心理士養成カリキュラム(指定科目) 案(平成17年7月)

資料 5

実習施設・見学実習施設一覧

I. 実習施設

1. 学内実習施設

鹿児島大学心理臨床相談室

2. 学外実習施設

<教育領域>

- ・鹿児島県立開陽高校
- ・かごしま心理療育キャンプ

<福祉領域>

- ・鹿児島県児童総合相談センター（鹿児島知的障害者更正相談所）
- ・社会福祉法人くろしお会児童心理療育施設 鹿児島自然学園
- ・社会福祉法人白鳥会児童養護施設 慈光園

<医療領域>

- ・鹿児島大学医学部・歯学部附属病院
- ・医療法人陽善会 坂之上病院

II. 見学実習施設

<司法・矯正領域>

- ・鹿児島少年鑑別所
- ・鹿児島家庭裁判所

III. 琉球大学との実習連携（南西諸島をフィールドとした実習）

<鹿児島大学→琉球大学>

- ・心理リハビリテイション沖縄キャンプ：夏期集中
- ・心理リハビリテイション沖縄えいまキャンプ（石垣キャンプ）：夏期集中
(琉球大学→鹿児島大学)
- ・琉球大学大学院生の実習生受け入れ（電話受付実習、面接実習）

学 内 実 習 施 設

●名称

鹿児島大学大学院附属心理臨床相談室

●設置時期

平成 15 年 4 月

●組織

1. 臨床指導相談員 10名
(内、心理臨床相談室長 1名、心理臨床相談室主任 1名)
2. 臨床相談員 6名
(内、専任臨床相談員 2名)
3. 研修相談員 20名
4. 実習相談員 30名
5. 事務員 2名

●事業内容

1. 心理臨床的援助活動
2. 心理臨床的地域援助活動
3. 心理教育・助言活動
4. 心理相談における援助システム開発のための基礎的研究活動
5. 発達相談における援助システム開発のための基礎的研究活動

●施設

待合室、準備室、カウンセリングルーム、スーパービジョンルーム、カンファレンスルーム、モニタールーム、プレイルーム、演習室、心理臨床相談室長室、心理臨床相談室主任室など

●利用者延数(平成 15 年度～平成 17 年度)の推移

平成 15 年度	707名
平成 16 年度	1,074名
平成 17 年度	1,215名

●紀要発行

「鹿児島大学心理臨床相談室紀要 vol.1」(平成 17 年 3 月発行)

「鹿児島大学心理臨床相談室紀要 vol.2」(平成 18 年 3 月発行)

学内実習の課題

[M1 前期]

- ・ 臨床心理面接の基本的な態度や対人援助の基本的なマナーの理解
- ・ 陪席による電話受付、インテーク面接の経験
- ・ 臨床心理面接の記録のつけ方と個人情報の取り扱い
- ・ 臨床心理査定の意義と実施方法の理解



[M1 後期]

- ・ 臨床心理面接における治療構造の理解
- ・ 臨床心理面接における面接過程の理解
- ・ 臨床心理査定の内、代表的な知能・発達検査の実施による臨床心理査定技術の習得
- ・ 臨床心理査定の内、代表的な性格検査の実施による臨床心理査定技術の習得



[M2 前期]

- ・ 臨床心理面接におけるセラピスト－クライエント関係の理解
- ・ 臨床心理面接におけるさまざまな面接技法の効果的な適用
- ・ 臨床心理面接の中で発生する諸問題の内、転移感情の取り扱いについて
- ・ 臨床心理査定の内、質問紙法による諸検査の実施と臨床心理査定技術の習得



[M2 後期]

- ・ 臨床心理面接の中で発生する諸問題の内、危機介入のあり方について
- ・ さまざまな対象への臨床心理面接技法の適用について習熟
- ・ 臨床心理査定の内、投射法による諸検査の実施と臨床心理査定技術の習得
- ・ 事例研究論文の作成に関わる基本的な知識・技術の習得

臨床心理地域援助実習(学外実習)最大受入れ定員

領域	施設名	1年次				2年次				小計	総計		
		前期		後期		前期		後期					
		集中	週1	集中	週1	集中	週1	集中	週1				
教育領域	鹿児島県立開陽高校				3名		3名		3名	9名	27名		
	かごしま心理療育キャンプ	6名				6名				12名			
	心理リハビリティーション沖縄キャンプ	2名				2名				4名			
	心理リハビリティーション沖縄えいまキャンプ	1名				1名				2名			
福祉領域	鹿児島県児童総合相談センター(鹿児島知的障害者更生相談所)	3名		3名		3名		3名		12名	33名		
	社会福祉法人くろしお会児童心理療育施設鹿児島自然学園	3名		3名		3名		3名		12名			
	社会福祉法人白鳥会児童養護施設慈光園			3名		3名		3名		9名			
医療領域	鹿児島大学医学部・歯学部附属病院				3名		3名			6名	21名		
	医療法人陽善会坂之上病院	3名		3名	3名	3名		3名		15名			
		18名		21名		27名		15名		81名			

臨床心理地域援助実習(学外実習)履修モデル

教育A：鹿児島県立開陽高校

教育B：かごしま心理療育キャンプ

教育C：心理リハビリテイション沖縄キャンプ・心理リハビリテイション沖縄えいまキャンプ

福祉A：鹿児島県児童総合相談センター（鹿児島知的障害者更生相談所）

福祉B：社会福祉法人くろしお会児童心理療育施設鹿児島自然学園

福祉C：社会福祉法人白鳥会児童養護施設慈光園

医療A：鹿児島大学医学部・歯学部附属病院

医療B：医療法人陽善会坂之上病院

年次 グループ	1年次		2年次	
	前期	後期	前期	後期
グループ1	教育B	医療A	教育A	福祉A
グループ2	教育C	福祉A	医療B	福祉B
グループ3	福祉A	医療B	教育B	福祉C
グループ4	福祉B	教育A	医療A	医療B
グループ5	医療B	福祉B	福祉C	教育A

※各グループ3名

※各グループともに3領域4箇所に実習に行く

※グループの選択は学生の希望により決定する

1・2年次学外実習年次配当

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年次実習 グループ1					8/1~23日 教育B(集中)							
グループ2					8/5~11日 教育C(集中)							
グループ3					7/23~30日 福祉A(集中)			10/15~21日 医療B(集中)				
グループ4					7/30~8/5 福祉B(集中)					後期:10月~2月 教育A(週1)		
グループ5					7/1~6 医療B(集中)					11/1~7 福祉B(集中)		
2年次実習 グループ1	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
グループ2					前期:4月~7月 医療A(週1)					11/15~21 福祉A(集中)		
グループ3					6/15~21 医療B(集中)					10/15~21 福祉B(集中)		
グループ4								8/17~23 教育B(集中)			11/1~6 医療B(集中)	
グループ5											12/15~18 福祉C(宿泊)	
												後期:10月~2月 教育A(週1)

学外実習のシステムと課題

〔事前学習〕

- ・学外実習における心構えの確立
- ・対象者に対する倫理と個人情報保護について
- ・各機関に関する予備知識
- ・スタッフに対する基本的なマナーについて



〔実習機関担当者（臨床心理士）によるオリエンテーション〕

- ・機関の概要、目的、臨床心理士の役割等について
- ・実習内容、留意事項
- ・施設の見学
- ・心理検査パッケージの組み方
- ・使用される心理面接技法
- ・事例カンファレンスへの出席
- ・チームアプローチの理解
- ・他機関との連携
- ・事例面接の陪席
- ・事例の傾向と病態水準について
- ・地域との関わり
- ・ケース記録の書き方

〈教育〉

- ・学校組織の理解
- ・養護教諭、生徒指導担当、教育相談担当等の役割と連携について
- ・スクールカウンセラーの役割について
- ・不登校・非行・情緒障害の生徒への対応

〈福祉〉

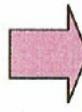
- ・児童相談所・児童福祉各施設の理解
- ・児童福祉司、一時保護係、児童施設指導員、保育士等の役割と連携について
- ・福祉機関における臨床心理士の役割
- ・不登校児・非行児・被虐待児等への対応

〈医療〉

- ・病院組織の理解
- ・医師、看護師、作業療法士、理学療法士、ケースワーカー等の役割と連携について
- ・病院における臨床心理士の役割について
- ・病院事例の傾向とその対応

〔事後学習〕

- ・実習中の行動についての報告と評価
- ・実習機関における心理査定、心理面接、心理臨床地域援助活動の理解の定着



資 料 5 - 1

学内実習（「臨床心理査定実習Ⅰ・Ⅱ」、「臨床心理面接実習Ⅰ・Ⅱ」で対応）

領域	実習機関	実習課題・時期	学内実習担当者の役割・実習時間	大学担当教員の役割	担当教員	臨床実習指導体制
鹿児島大学 心理臨床相談室	【M1前期】 ①臨床心理査定及び臨床心理面接の基本的な態度(特に、倫理問題)や対人援助の基本的なマナーを養う。 【M1前期】 ②電話受付、インテーク面接の目的を理解し、特に、インフォームドコンセントのあり方について身につける。 【M1後期】 ③個別ケースの担当により、臨床心理面接の構造的理義、治療関係のある方を養う。	(実習担当者の役割) 臨床心理士 12名 安部恒久、松木繁他10名	【実習前】 ・学内実習担当教員と日程調整 ・実習計画の立案 ・事例受付体制の整備、面接スケジュールの調整 ・臨床心理面接に携わる際の留意点について事前指導 ◇「臨床心理地域援助事例研究演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」にて、実務家教員と教育研究教員が共同指導	【実習前】 ・事例受付体制の整備 ・面接スケジュール調整 ・指導目標の設定 ・実習生のケアリーニング環境整備 ・実習生のケアリーニング環境整備 ・事例記録の取り扱い ・個別スキンシップ ・ケースカンファレンス、グループケースカンファレンスの環境整備	実務家教員 ◎松木 (責任者) ※落合 高橋 金坂	1. 電話受付の事前研修・事後指導、 電話受付対応検討会での指導(M1) ⇒実務家教員4名が側の学生15名を 2グループに分け、全体研修・指導 2. インテーク指導 ⇒臨床指導相談員(実務家教員4名、 教育研究教員5名、事任臨床相談員 3名)計12名によりM1 M2 最大30名の 学生を個別SV及びグループSV によって指導。学生1人につき 最大2ケース/1年間、総計60 ケースを12名で指導する。 3. インテークカンファレンス指導 ⇒臨床指導相談員(実務家教員4名、 教育研究教員5名)計12名によ り、実務家教員と 教育研究教員の共同による カンファレンス指導。
学 内 実 習						

実習受入合計 30名

◎ 統括責任者 ☆評価担当者 ※準備担当者

学外実習（「臨床心理地域援助実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「臨床心理地域援助事例研究演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」で対応）

領域	実習機関	実習課題	実習受託機関担当者の役割	大学担当教員の役割	担当教員(実務家)	院生数(最大)
教育領域	鹿児島県立開陽高校	<p>①学校現場のキーパーソンを見出す力を養う。</p> <p>②具体的な基づいて個別、集団、地域支援の実務体験を行う。</p> <p>③教師との具体的な連携のあり方にについてケースを通して学ぶ。</p> <p>④教師に対して具体的な心理支援方略をコツルーションする能力を養う。</p> <p>⑤学校組織を有機的にユーティリートできる能力を養う。</p> <p>⑥地域の専門機関等の社会資源を有効に活用できる能力を養う。</p> <p>⑦学校現場における危機介入システムのあり方を学ぶ。</p>	<p>臨床心理士 3名（松木繁）、（金坂弥起）他1名</p> <p>・受入れ体制の整備</p> <p>・スケジュール調整</p> <p>・実習生の個別ケース担当の環境整備</p> <p>・実習生の学校での集団支援体験の整備</p> <p>・教師へのコントラクションの陪席指導</p>	<p>【実習前】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習受託機関担当者の立案 ・実習受託機関担当者との指導目標の確認 ・保護者への個別支援、学級・職員・保護者への集団支援の視点と留意点について事前指導 <p>◇「臨床心理地域援助事例研究演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」</p> <p>【実習期間中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習の進行状況と目標の達成状況の確認 ・定期カンファレンスやグループディスカッションによる実習期間中の指導 <p>◇「臨床心理地域援助事例研究演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」</p> <p>【実習終了後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習受託機関担当者参加による報告会開催 ・実習の個別的総括 <p>◇「臨床心理地域援助事例研究演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」</p>	<p>◎松木繁 ☆金坂弥 ※落合</p>	9名
			<p>臨床心理士 3名（山中寛）、（服巻壹）他1名</p> <p>・受入れ体制の整備</p> <p>・スケジュール調整</p> <p>・障害児療育における特有の個別、集団、地域支援のあり方を参加観察して学ぶ。</p> <p>②集団力動を十分観察できる力を養う。</p> <p>③臨床動作法の理論と実践について学ぶ。</p> <p>④障害に応じた生活指導・集団療法の視点を学ぶ。</p>	<p>【実習前】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導目標と実習計画の立案 ・実習担当者との打ち合わせ ・参加観察（アドラー）の視点と留意点についての事前指導 <p>【実習期間中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習の進行状況と目標の達成状況の確認 ・個別療育の技法・生活指導・集団療法の確認 ・地域療育における意義の理解の確認 <p>【実習終了後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習終了後の事後指導（個別支援と集団支援） 	<p>◎金坂 ☆松木 ※高橋</p>	12名

領域	実習機関	実習課題	実習受託機関担当者の役割	大学担当教員の役割	担当教員 (実務家)	院生数 (最大)
教育領域	発達障害児療育(1週間の宿泊形式) 地域支援のあり方を参考観察して学ぶ。	①障害児療育の個別、集団、地域支援のあり方を参考観察して学ぶ。 ②集団力動を十分観察できる力を養う。 ③臨床動作法の理論と実践について学ぶ。 ④障害に応じた生活指導・集団療法の視点を学ぶ。	臨床心理士 2名 古川卓 他1名 ・受入れ体制の整備 ・スケジュール調整	【実習前】 ・指導目標と実習計画の立案 ・実習担当者との打ち合わせ ・参加観察サブトレーナーの視点と留意点についての事前指導 【実習期間中】 ・実習の進行状況と目標の達成状況の確認 ・個別療育の技法・生活指導・集団療法の確認 ・地域療育における意義の理解等の指導 【実習終了後】 ・実習終了後の事後指導(個別支援と集団支援)	◎松木☆金坂高橋 ※	6名

学外実習（「臨床心理地域援助実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「臨床心理地域援助事例研究演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」で対応）

領域	実習機関	実習課題	実習受託機関担当者の役割	大学担当教員の役割	担当教員 (実務家)	院生数 (最大)
児童総合相談センター	①児童総合相談センターの機能について理解する。 ②児童総合相談センターにおける心理職の役割を理解する。 ③他職員との具体的な連携のあり方についてケースを通じて学ぶ。 ④具体的なケースに基づいて個別、集団、地域支援の実務体験を行う。 ⑤地域の専門機関等の社会資源を有効に活用できる能力を養う。	臨床心理士 2名 山下豊、室屋亜希子 ・受入れ体制の整備 ・スケジュール調整 ・実習生の個別ケース担当の環境整備 ・検査・面接での陪席指導 ・他機関との連携指導	【実習前】 ・実習受託計画の立案 ・実習受託機関担当者との指導目標の確認 ・子どもへの保護者への個別支援・集団支援・連携を行う ◇「臨床心理地域援助事例研究演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」 【実習期間中】 ・実習の進行状況と目標の達成状況の確認 ・定期カンファレンスやグループでスーパービジョンによる実習期間中の指導 ◇「臨床心理地域援助事例研究演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」 【実習終了後】 ・実習受託機関担当者参加による報告会開催 ・実習の個別的総括 ◇「臨床心理地域援助事例研究演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」	◎落合 ☆高橋 ※松木	12名	
鹿児島自然学園	①福祉施設でのキャパツルを見出す力を養う。 ②具体的なケースに基づいて個別、集団、地域支援の実務体験を行う。 ③施設職員との具体的な連携のあり方についてケースを通じて学ぶ。 ④施設職員に対して具体的な心理支援方略をコミュニケーションする能力を養う。 ⑤施設職員集団を有機的にコーディネートできる能力を養う。 ⑥地域の専門機関等の社会資源を有効に活用できる能力を養う。 ⑦福祉現場における危機介入システムのあ	臨床心理士 4名 代表責任者 山喜高秀 ・受入れ体制の整備 ・スケジュール調整 ・実習生の個別ケース担当の環境整備 ・検査・面接での陪席指導 ・他機関との連携指導	【実習前】 ・実習受託機関担当者との日程調整 ・実習受託計画の立案 ・実習受託機関担当者との指導目標の確認 ・子どもへの個別支援・集団支援・連携を行う ◇「臨床心理地域援助事例研究演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」 【実習期間中】 ・実習の進行状況と目標の達成状況の確認 ・定期カンファレンスやグループでスーパービジョンによる実習期間中の指導 ◇「臨床心理地域援助事例研究演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」 【実習終了後】 ・実習受託機関担当者参加による報告会開催 ・実習の個別的総括 ◇「臨床心理地域援助事例研究演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」	◎高橋 ☆落合 ※金坂	12名	

領域	実習機関	実習課題	実習受託機関担当者の役割	大学担当教員の役割	担当教員 (実務家)	院生数 (最大)
	児童養護施設「慈光園 (3日間の宿泊形式)」	<p>①福祉施設でのキャバーリングを見出す力を養う。</p> <p>②具体的な基づいて個別、集団、地域支援の実務体験を行う。</p> <p>③施設職員との具体的な連携のあり方にについて学ぶ。</p> <p>④施設職員に対して具体的な心理支援方略をコンサルテーションする能力を養う。</p> <p>⑤施設職員集団を有機的にコ-デイメントできる能力を養う。</p> <p>⑥地域の専門機関等の社会資源を有効に活用できる能力を養う。</p> <p>⑦福祉現場における危機介入システムのあり方を学ぶ。</p>	<p>【実習前】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習受託機関担当者との日程調整 ・実習計画の立案 ・実習受託機関担当者との指導目標の確認 ・子どもへの個別支援・集団支援・連携を含む地域支援について事前指導 ◇「臨床心理地域援助事例研究演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」 <p>【実習期間中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習の進行状況と目標の達成状況の確認 ・定期カンファレンスやケーラーでハイジョリによる実習期間中の指導 ◇「臨床心理地域援助事例研究演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」 <p>【実習終了後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習受託機関担当者参加による報告会開催 ・実習の個別的総括 ◇「臨床心理地域援助事例研究演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」 	<p>◎落合 ☆高橋 ※松木</p>	9名	

実習受入合計 33名

◎統括責任者 ☆評価担当者 ※準備担当者

学外実習（「臨床心理地域援助実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「臨床心理地域援助事例研究演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」で対応）

領域	実習機関	実習課題	実習受託機関担当者の役割	大学担当教員の役割	担当教員 (実務家)	院生数 (最大)
坂之上病院	①医療領域における特有の個別、集団、地域支援のあり方を参加観察して学ぶ。 ②病院固有の文化をアセスメントする視点を養う。 ③ディケアにおける集団力動を十分観察できる力を養う。 ④他専門職種の業務内容を理解し、他職種との連携のあり方を身につける。 ⑤地域に開かれた医療活動の視点を学ぶ。	臨床心理士 2名 山川安紀子他1名 受入れ体制の整備 ・スケジュール調整 ・病院での個別支援 ・病院での集団支援 ・病院での地域支援 ・他職種との連携	【実習前】 ・実習受託機関担当者との日程調整 ・実習計画書の立案 ・実習受託機関担当者との指導目標の確認 ・患者への個別支援・集団支援及び導入の視点と留意点について事前指導 ◇「臨床心理地域援助事例研究演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」	【実習期間中】 ・実習の進行状況と目標の達成状況の確認 ・定期カンファレンスやグループでスーパービジヨンによる実習期間中の指導 ◇「臨床心理地域援助事例研究演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」	◎金坂☆落合 ※高橋	15名
鹿児島大学附属病院	①医療領域における特有の個別、集団、地域支援のあり方を参加観察して学ぶ。 ②病院固有の文化をアセスメントする視点を養う。 ③精神科を中心とした各科の心理検査定業務の実際を体験的に学ぶ。 ④他専門職種の業務内容を理解し、他職種との連携のあり方を身につける。 ⑤地域に開かれた医療活動の視点を学ぶ。	臨床心理士 2名 筒井順子・三好順子 受入れ体制の整備 ・スケジュール調整 ・病院での個別支援 ・病院での集団支援 ・病院での地域支援 ・他職種との連携	【実習前】 ・実習受託機関担当者との日程調整 ・実習計画書の立案 ・実習受託機関担当者との指導目標の確認 ・患者への個別支援の視点と留意点について事前指導 ◇「臨床心理地域援助事例研究演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」	【実習期間中】 ・実習の進行状況と目標の達成状況の確認 ・定期カンファレンスやグループでスーパービジヨンによる実習期間中の指導 ◇「臨床心理地域援助事例研究演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」	◎金坂☆落合 ※松木	6名

◎ 総括責任者 ☆ 評価担当者 ※準備担当者

実習受入合計 21名

資料 6

教育研究組織

講座区分		講座名	教育研究分野	入学定員	教員定員		
					教授	准教授	計
基幹講座		臨床心理学	教育研究担当教員	△12 15	△3 3人	△2 2人	△5 5人
			実務家教員		△2 *3人	*1人	△2 4人
兼担	連携講座 (学内)	心理学教育臨床	授業担当教員		【2人】	【4人】	【6人】
兼任	(学外)		授業担当教員				【5人】
合 計				△12 15	△5 6人	△2 3人	△7 9人 【11人】

注1. 教員定員欄は、専任教員数を示す。【】内は、兼担・兼任教員数。

注2. 入学定員、教員定員欄の△は振替数。

注3. 実務家教員の教授*3人のうち1人は純増。

注4. 実務家教員の准教授*1人は純増。

(3) 臨床心理学専攻定員移行表

学部又は研究科等	学科又は専攻	講座	教授	准教授	講座	専攻	研究科
法 文 学 部	人文学科	人間科学 (助教授1)					
人文社会科学研究所	臨床心理学専攻	臨床心理学 (教授4, 助教授1)	6	3	臨床心理学	臨床心理学	
医歯学総合研究所	健康科学専攻	社会・行動医学 (教授1)					
純増及び振替		純増2, 振替7					

教育研究教員と実務家教員がコラボレートした演習の運用例

臨床心理事例研究演習Ⅱ 第4回授業例

シラバス：箱庭療法に関する理論と心理臨床上の意義を学習し、第3回で課した箱庭体験感想レポートを中心には質疑を行い、実習での体験を深めるとともに、箱庭療法の実際事例を用いた質疑や解説を通して、箱庭療法導入のあり方や留意点などを実践的に修得する。

担当教員：教育研究教員A,B、実務家教員C（教員Aは、担当責任教員）

- 授業の流れ
- △ ①授業内容のガイダンス（教員A）
 - △ ②箱庭療法の理論と臨床的意義：講義形式（教員C）
 - △ ③感想レポートをもとにした質疑応答（教員A,B,Cでグループ分担）
 - △ ④③の質疑のシェアリング（教員C,A,B）
 - △ ⑤箱庭療法の実際事例をもとにした質疑応答と解説（教員C）
 - △ ⑥箱庭療法の導入のあり方や留意点の確認（教員C,A,B,）
 - △ ⑦授業のまとめと次回の予告（教員A）

資料 7

実習の評価

実習の評価は、量的評価と質的評価を総合して行う。各々の評価基準は以下のとおりである。

【量的評価】

量的評価は、担当教員がポイントを計算して行う。

量的評価基準

	評価項目	評価基準	ポイント
学内実習	1)カンファレンスへの出席状況	90%以上	10
	2)電話受付担当回数	10回以上	5
	3)電話受付カンファレンス報告回数	1件につき	2
	4)インターク面接陪席回数	1回につき	3
	5)インターク面接回数	1回につき	5
	6)事例面接陪席回数	1回につき	3
	7)事例面接担当数	1ケースにつき	10
	8)事例面接ケースカンファレンス報告回数	1回につき	3
	9)相談室紀要等投稿数	紀要	5
		学会誌	7
学外実習	1)学外実習参加状況	100%	20
		90~99%	15
		80~89%	10

- ・社会人は、職場でかかわっているケースをカンファレンスに提出することができる。
- ・非常勤の業務を持つ院生は、非常勤先のケースをカンファレンスに提出することができる。
- ・臨床動作法論において担当しているケース(動作法)については、事例面接担当数として換算する。
- ・動作法のケースをまとめてカンファレンスに提出することができる。

学内実習・学外実習を合わせたポイントにより、以下の評価とする。

優:50ポイント以上

良:40ポイント以上50ポイント未満

可:30ポイント以上40ポイント未満

不可:30ポイント未満

【質的評価】

質的評価は、レポート評価と臨床評価により行う。

レポート評価は、学内実習レポート及び外部実習レポートを総合し、担当教員全員の合議により行う。

臨床評価は、実習における観察、対象の理解及び適切な対応等心理臨床家としての質を評価するものであり、担当教員全員の合議によって行う。

質的評価基準

	レポート評価	臨床評価
優	実習における観察能力に優れ、心理臨床の基礎的な視点を取り入れた考察が十分になされているもの。	実習における観察能力に優れ、学んだことを実践に活かし、心理臨床家としての資質が十分に高められていると認められること。
良	実習における観察能力に優れ、心理臨床の基礎的な視点を取り入れた考察がなされているもの。	実習における観察能力に優れ、学んだことを実践に活かし、心理臨床家としての資質が高められていると認められること。
可	実習における観察能力がやや不足し、心理臨床の基礎的な視点を取り入れた考察が一定程度なされているが、不十分なもの。	実習における観察能力がやや不足し、学んだことを実践に活かし、心理臨床家としての資質が一定程度高められているが、不十分と認められること。
不可	実習における観察能力が不足し、心理臨床の基礎的な視点を取り入れた考察が不十分なもの。	実習における観察能力が不足し、学んだことを実践に活かし、心理臨床家としての資質が高められていないと認められること。

【総合評価】

担当責任教員が、量的評価(優・良・可・不可)と質的評価(優・良・可・不可)を合わせ、以下の基準によって総合評価を行う。

- A:量的評価・質的評価とも優のもの
- B:量的評価・質的評価とも良以上のもの
- C:量的評価・質的評価とも可以上のもの
- D:量的評価・質的評価のどちらかが不可のもの

実習の評価

◎評価基準

1 評価分野は5分野よりなり、各分野の評価項目数は下表の通り

分 野	評 価 項 目 数
I 実習事前準備	4
II 個別臨床心理援助	5
III 集団・地域臨床心理援助	4
IV 記録と報告	4
V 実習中の態度	3

2 各評価項目の評価点は異なるが、5分野の合計点は100点となる。

各評価項目の評価基準は以下の通り。

- 評価点 5 : 課題の8割以上行える
〃 4 : 課題の7割程度行える
〃 3 : 課題の6割程度行える
〃 2 : 課題の5割程度行える
〃 1 : 課題をほとんど行えない

◎評価

I 実習事前準備

評価項目	内 容	評価点
1. 実習機関についての情報収集	実習機関について積極的に情報収集し、実習へのスムースな導入を目指す	5 4 3 2 1
2. 実習機関の理解	実習機関について十分な理解がある	5 4 3 2 1
3. 対象者の理解	実習先の対象者について十分な理解がある	5 4 3 2 1
4. 事前準備	実習前のさまざまな書類等の準備を速やかに行う	5 4 3 2 1
	小計	／20点

II 個別臨床心理援助

評価項目	内 容	評価点
1. 対象者の理解	対象となった個人に対して客観的かつ適切な理解をする	5 4 3 2 1
2. 対象者へのアプローチ	対象者理解に基づいた心理臨床的な対応を行う	5 4 3 2 1
3. 心理査定	調査、観察、面接、心理検査等による心理査定を行い、対象者をより深く理解する	5 4 3 2 1
4. 心理面接	対象者との面接により、適切な心理的援助を行う	5 4 3 2 1
5. 心理臨床的援助	対象者の日常場面において、適切な心理臨床的援助を行う	5 4 3 2 1
小計		/25 点

III 集団・地域臨床心理援助

評価項目	内 容	評価点
1. 集団の見立て	実習機関内の集団をフィールドワークし、当該集団の活動を把握する	5 4 3 2 1
2. 集団へのアプローチ	実習機関内の集団に対して心理臨床的な働きかけを行う	5 4 3 2 1
3. 地域の見立て	実習機関のある地域をフィールドワークし、当該地域の文化や葛藤を把握する	5 4 3 2 1
4. 地域へのアプローチ	実習機関のある地域に対して心理臨床的な働きかけを行う	5 4 3 2 1
小計		/20 点

IV 報告と記録

評価項目	内 容	評価点
1. 口頭での報告	実習の進度や実習中生じた疑問等について正確に報告する	5 4 3 2 1
2. カンファレンスにおける報告	カンファレンスにおいて実習内容及び体験を適切に報告する	5 4 3 2 1
3. スーパービジョンでの報告	スーパービジョンにおいて実習内容及び体験を適切に報告するとともに、助言を理解し実習の深化に努める	5 4 3 2 1
4. 文書記録	体験した内容を取捨選択し、的確な記録を書く	5 4 3 2 1
	小計	/20 点

V 実習中の態度

評価項目	内 容	評価点
1. 責任ある課題の遂行	実習機関の規則や心得を遵守し、対象者を尊重する	5 4 3 2 1
2. 実習機関における人間関係	実習機関におけるスタッフに信頼され、スタッフと協調的な関係を保つ	5 4 3 2 1
3. 実習に対する意欲	実習に対して真摯な態度で臨み、積極的かつ自発的な行動を取る	5 4 3 2 1
	小計	/15 点

◎ 評価結果

合計点	80点以上	優	評点
	70~79点	良	
	60~69点	可	
	59点以下	不可	

資 料 8

履修モデル

(1) 学部で臨床心理学の基礎を学んできたAさんの履修モデル

臨床心理士資格取得を目指す学生の標準履修モデルである。修了要件は50単位以上、修業年限2年を想定する。

	群	講義・演習	単位	群	実習	単位	単位数
1年前期	◎	臨床心理学原論	2	◎	臨床心理査定実習Ⅰ	1	14
	◎	臨床心理査定演習Ⅰ	2	○	臨床心理地域援助実習Ⅰ	1	
	◎	臨床心理面接演習Ⅰ	2				
	○	臨床心理地域援助事例研究演習Ⅰ	2				
	□	学校心理臨床論	2				
	□	医療心理臨床論	2				
1年後期	◎	臨床心理面接学原論	2	◎	臨床心理面接実習Ⅰ	1	16
	◎	臨床心理査定演習Ⅱ	2	○	臨床心理地域援助実習Ⅱ	1	
	◎	臨床心理面接演習Ⅱ	2				
	○	臨床心理関連行政論	2				
	○	臨床心理地域援助事例研究演習Ⅱ	2				
	□	青年期心理臨床論	2				
	□	エスノグラフィック心理臨床論	2				
2年前期	◎	臨床心理事例研究演習Ⅰ	2	◎	臨床心理査定実習Ⅱ	1	10
	○	臨床心理地域援助事例研究演習Ⅲ	2	○	臨床心理地域援助実習Ⅲ	1	
	○	総合的事例研究演習Ⅰ	2				
	□	被害者支援論	2				
2年後期	◎	臨床心理事例研究演習Ⅱ	2	◎	臨床心理面接実習Ⅱ	1	10
	○	臨床心理地域援助事例研究演習Ⅳ	2	○	臨床心理地域援助実習Ⅳ	1	
	○	総合的事例研究演習Ⅱ	2				
	△	コミュニティ心理学特論	2				
			42			8	50

◎：必修・臨床心理学基幹科目群

○：必修・臨床心理学展開科目群

□：選択必修科目群

△：選択基礎科目群

※本履修モデルは、以下の入学生に対しても適用される。

- ・学部で臨床心理学を履修していない一般入学生
(「臨床心理学入門」を開講し、基本的な臨床心理学の知識を補完する)
- ・学部卒の臨床心理士有資格者である社会人入学生
- ・臨床心理士資格未取得で心理職勤務の社会人入学生

(2) 臨床心理士有資格者で指定大学院を修了した社会人Bさんの履修モデル

Bさんは、精神科に勤務する臨床心理士であり、病院臨床心理士としてのスキルアップを目指している。指定大学院で履修した20単位を既修得単位として認定された場合の履修モデルである。既修得単位認定を含め修了要件50単位以上を想定する。Bさんは、短期履修制度が適用され、1年(2セメスター)での修了が可となる。

	群	講 義 ・ 演 習	単 位	群	実 習	単 位	単位数
1年前期	◎	臨床心理学原論	2	◎	臨床心理査定実習Ⅱ	1	14
	◎	臨床心理事例研究演習Ⅰ	2	○	臨床心理地域援助実習Ⅲ	1	
	○	臨床心理地域援助事例研究演習Ⅲ	2				
	○	総合的事例研究演習Ⅰ	2				
	□	医療心理臨床論	2				
	△	臨床精神医学特論	2				
1年後期	◎	臨床心理面接学原論	2	◎	臨床心理面接実習Ⅱ	1	16
	◎	臨床心理事例研究演習Ⅱ	2	○	臨床心理地域援助実習Ⅳ	1	
	○	臨床心理関連行政論	2				
	○	臨床心理地域援助事例研究演習Ⅱ	2				
	○	臨床心理地域援助事例研究演習Ⅳ	2				
	○	総合的事例研究演習Ⅱ	2				
	□	エスノグラフィック心理臨床論	2				
			26			4	30

◎：必修・臨床心理学基幹科目群

○：必修・臨床心理学展開科目群

□：選択必修科目群

△：選択基礎科目群

※青文字は、スキルアップのために選択された科目である。

(3) 臨床心理士有資格者で指定大学院以外の大学院を修了した社会人Cさんの

履修モデル

Cさんは、非常勤職のスクールカウンセラーとして勤務する臨床心理士であり、福祉領域の児童相談所での常勤職を目指している。他の大学院で履修した6単位を既修得単位として認定された場合の履修モデルである。既修得単位認定を含め修了要件50単位以上を想定する。標準修業年限は2年とする。学外実習（臨床心理地域援助実習）は3領域4箇所を原則とするが、臨床心理士有資格者のCさんの場合は3領域3箇所でも可となる。

	群	講 義 ・ 演 習	単 位	群	実 習	単 位	単位数
1年前期	◎	臨床心理学原論	2	◎	臨床心理査定実習 I	1	12
	◎	臨床心理査定演習 I	2	○	臨床心理地域援助実習 I	1	
	◎	臨床心理面接演習 I	2				
	○	臨床心理地域援助事例研究演習 I	2				
	□	児童期心理臨床論	2				
1年後期	◎	臨床心理面接学原論	2	◎	臨床心理面接実習 I	1	14
	◎	臨床心理査定演習 II	2	○	臨床心理地域援助実習 II	1	
	◎	臨床心理面接演習 II	2				
	○	臨床心理関連行政論	2				
	○	臨床心理地域援助事例研究演習 II	2				
2年前期	□	福祉心理臨床論	2				10
	◎	臨床心理事例研究演習 I	2	◎	臨床心理査定実習 II	1	
	○	臨床心理地域援助事例研究演習 III	2	○	臨床心理地域援助実習 III	1	
	○	総合的事例研究演習 I	2				
2年後期	□	遊戯療法論	2				9
	◎	臨床心理事例研究演習 II	2	◎	臨床心理面接実習 II	1	
	○	臨床心理地域援助事例研究演習 IV	2				
	○	総合的事例研究演習 II	2				
	□	エスノグラフィック心理臨床論	2				7
			38				45

◎：必修・臨床心理学基幹科目群

○：必修・臨床心理学展開科目群

□：選択必修科目群

△：選択基礎科目群

※青文字は、児童福祉領域へのキャリアアップのために選択された科目である。

資料 9

講 義 室 等 の 教 育 施 設 ・ 設 備 等

No.	室 名	収容能力	面積	設 備	備 考
1	カウンセリングルーム1	7名	27m ²	机・椅子・箱庭一式	専用
2	カウンセリングルーム2	7名	27m ²	机・椅子	専用
3	カウンセリングルーム3	7名	24m ²	机・椅子	専用
4	カウンセリングルーム4	7名	25m ²	机・椅子・箱庭一式	専用
5	カウンセリングルーム5	7名	25m ²	机・椅子・箱庭一式	専用
6	カウンセリングルーム6	7名	25m ²	机・椅子	専用
7	モニタールーム1	7名	26m ²	机・椅子・モニター・編集装置・マジックミラー・本棚	専用
8	プレイルーム1	15名	53m ²	遊戯道具一式	専用
9	プレイルーム2	7名	26m ²	遊戯道具一式	専用
10	プレイルーム3	15名	38m ²	遊戯道具一式	専用
11	プレイルーム4	7名	25m ²	遊戯道具一式	専用
12	カンファレンスルーム	40名	74m ²	机・椅子・間仕切り	専用
13	スーパービジョンルーム1	7名	26m ²	机・椅子・ホワイトボード・ビデオ観察一式	専用
14	スーパービジョンルーム2	7名	26m ²	机・椅子・ホワイトボード・ビデオ観察一式	専用
15	スーパービジョンルーム3	7名	26m ²	机・椅子・ホワイトボード・ビデオ観察一式	専用
16	スーパービジョンルーム4	7名	26m ²	机・椅子・ホワイトボード	専用
17	準備室	7名	15m ²	カウンター・会議用テーブル・自習机・椅子・パソコン・プリンター	専用

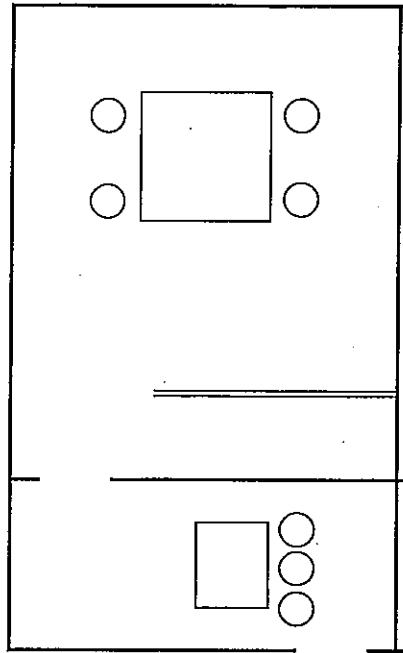
18	院生室1	32名	52m ²	自習机・椅子・パソコン・プリンター	専用
19	院生室2	8名	26m ²	自習机・椅子・パソコン・プリンター	専用
20	演習室1	15名	57m ²	机・椅子	共用
21	演習室2	20名	54m ²	机・椅子	専用
22	演習室3	20名	22m ²	机・椅子	法文学部と共に用 (第6・7演習室)
23	演習室4	20名	22m ²	机・椅子	法文学部と共に用 (第6・7演習室)
24	待合室	15名	27m ²	机・椅子	専用
25	講義室	20名	22m ²	机・椅子	法文学部と共に用 (第6・7演習室)
26	研究科長室	7名	22m ²	机・椅子・ホワイトボード・パソコン	専用
27	相談室長室	7名	31m ²	机・椅子・ホワイトボード・パソコン	専用
28	相談室主任室	7名	15m ²	机・椅子・ホワイトボード・パソコン	専用

備考 カウンセリングルーム及びケースカンファレンス室などに対する防音・エアコン設備の拡充工事

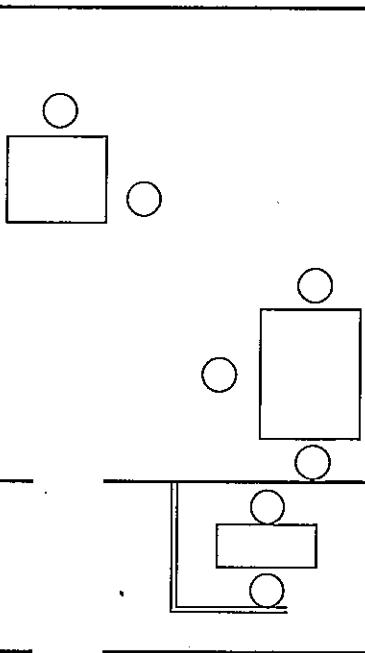
・プロジェクター・コピー機

総合教育研究棟 4 階

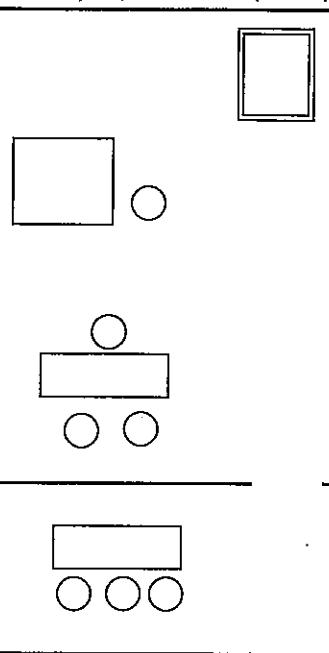
3. カウンセリングルーム 3 (24 m^2)



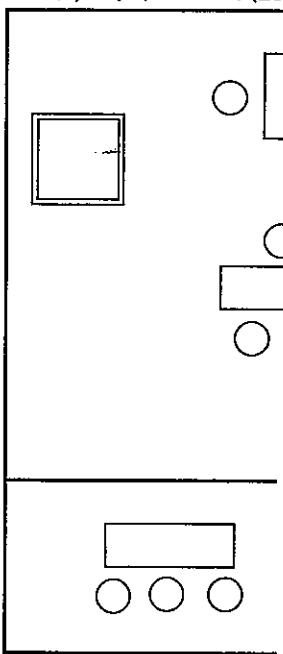
2. カウンセリングルーム 2 (27 m^2)



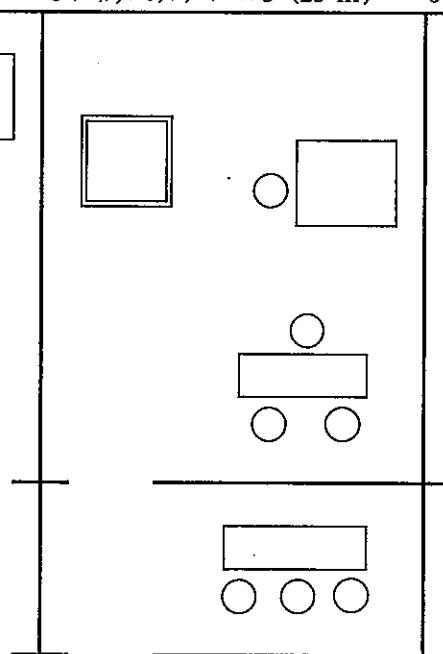
1. カウンセリングルーム 1 (27 m^2)



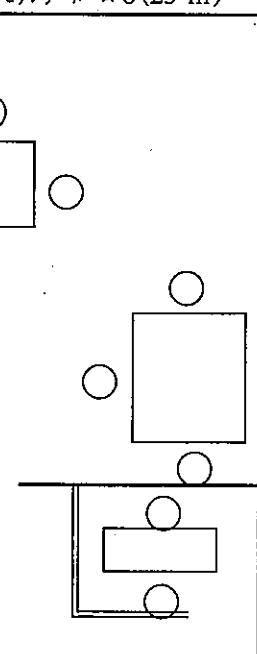
4. カウンセリングルーム 4 (25 m^2)



5. カウンセリングルーム 5 (25 m^2)

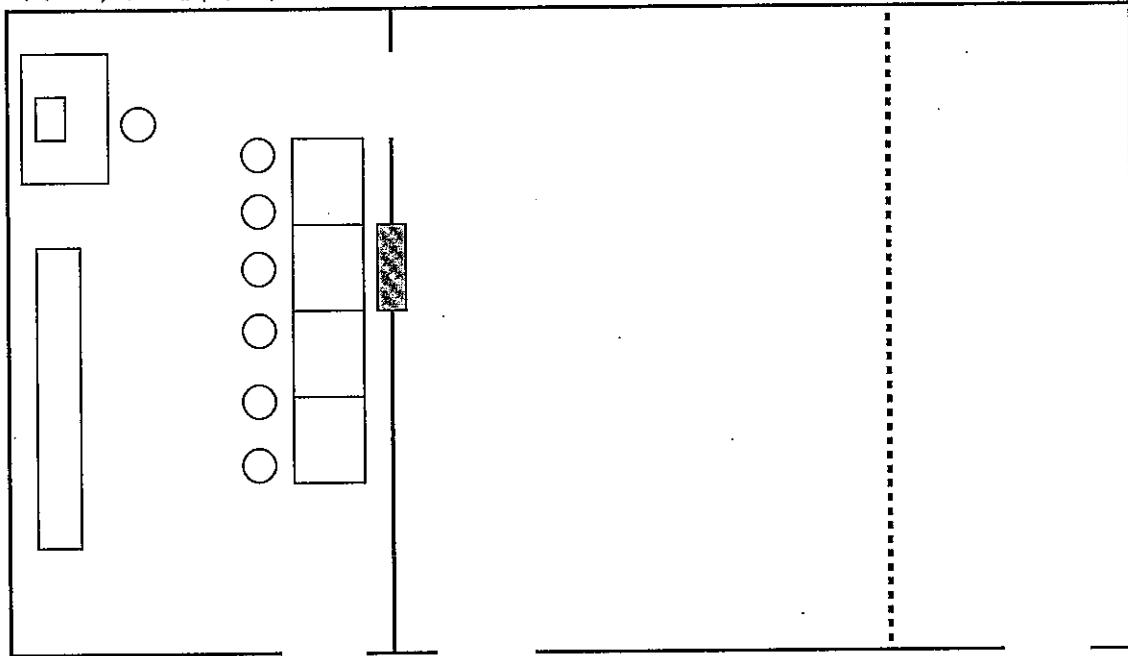


6. カウンセリングルーム 6 (25 m^2)



総合教育研究棟4階

7. モニタールーム1(26 m²)

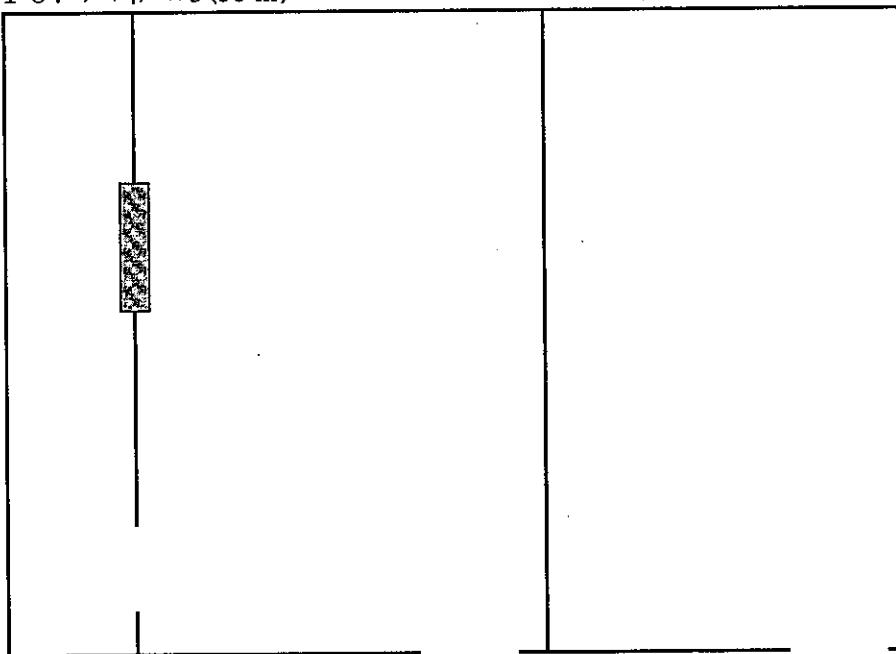


8. プレイルーム1(53 m²)

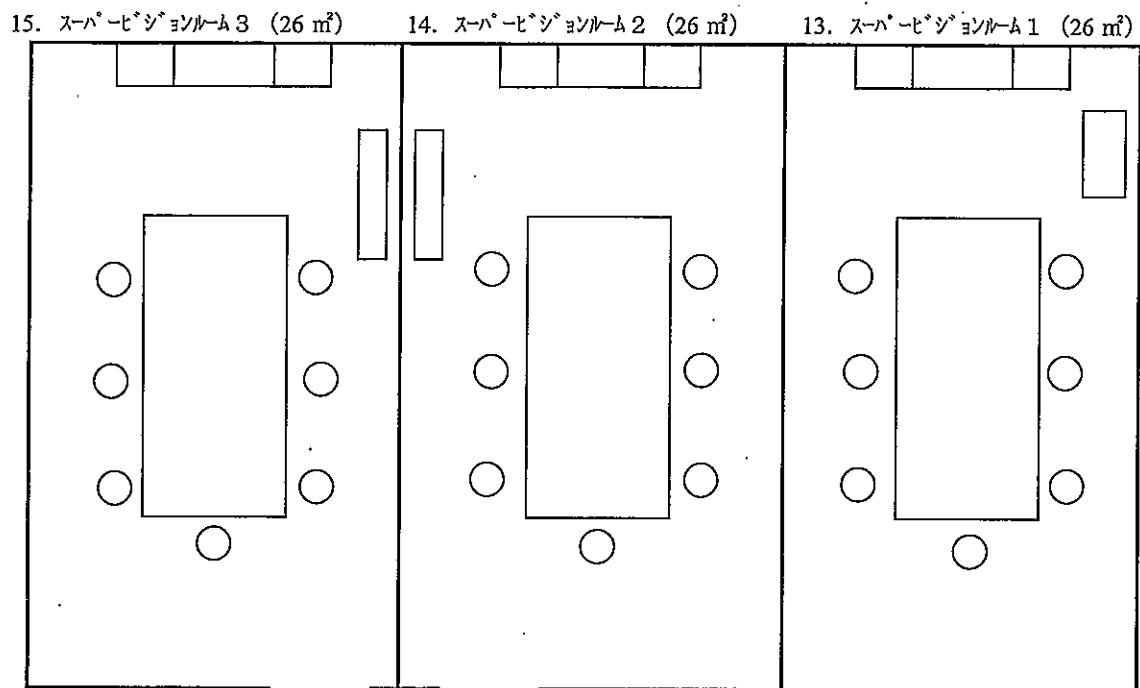
9. プレイルーム2(26 m²)

10. プレイルーム3(38 m²)

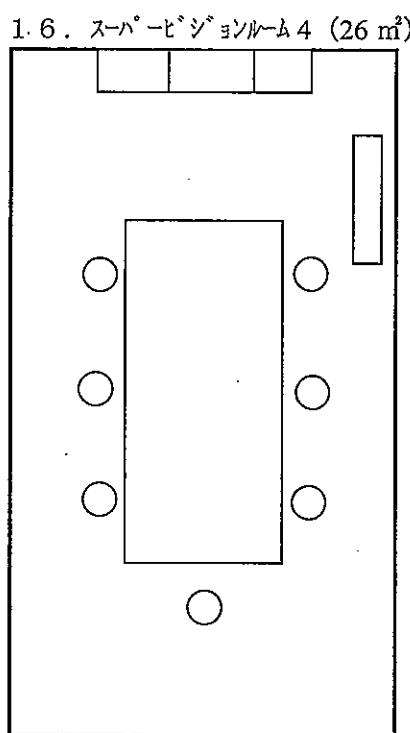
11. プレイルーム4(25 m²)



総合教育研究棟 6 階



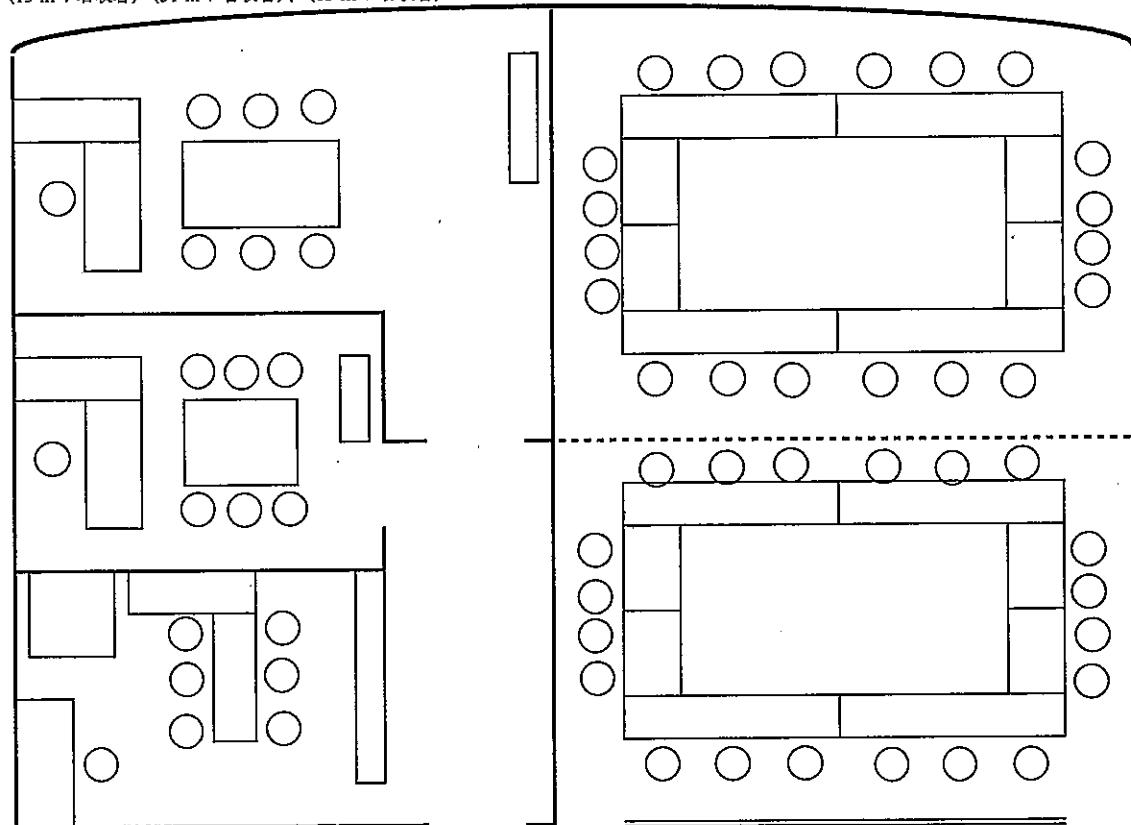
総合教育研究棟 7 階



総合教育研究棟 4 階

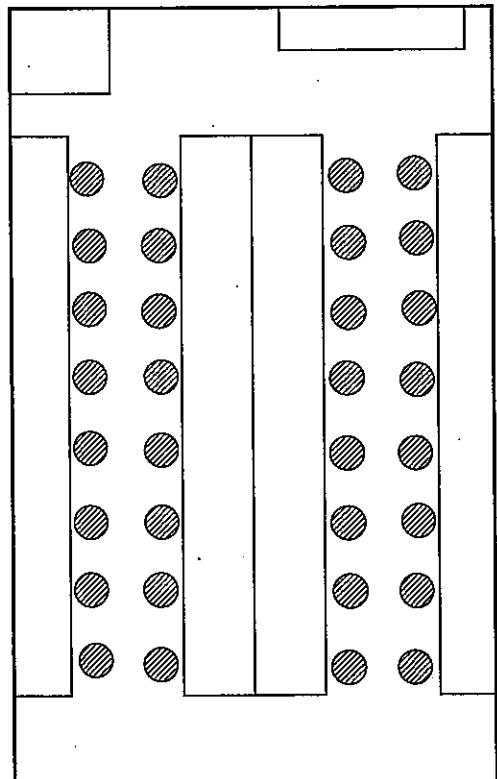
17. 27. 28. 「準備室」「相談室主任室」「相談室長室」、

(15 m² 7名収容) (31 m² 7名収容)、(15 m² 7名収容)



総合教育研究棟 4 階

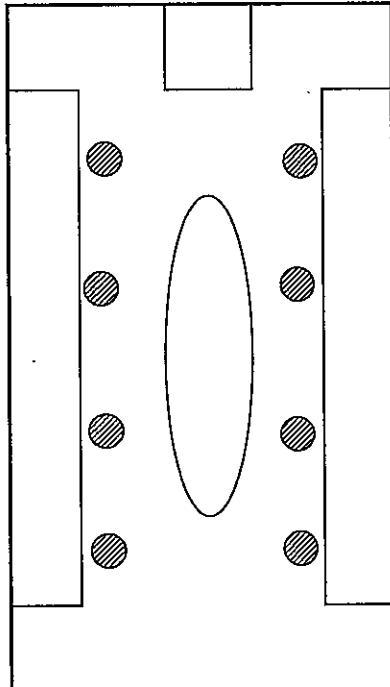
18. 「院生室 1」 (52 m² 32 名収容)



12.. 「カンファレンスルーム」 (74 m² 20 名収容)

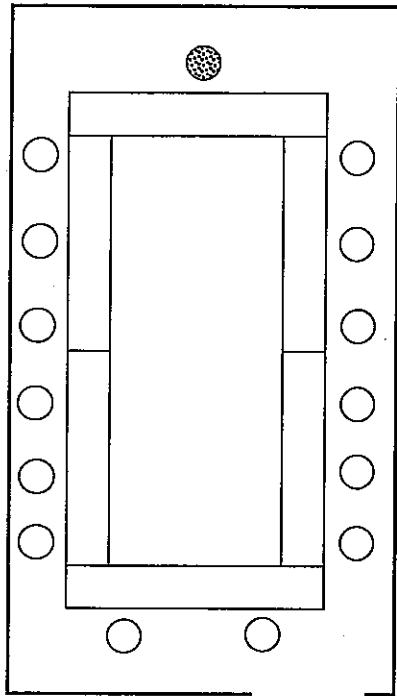
総合教育研究棟 6 階

19. 「院生室 2」 (26 m² 8 名収容)



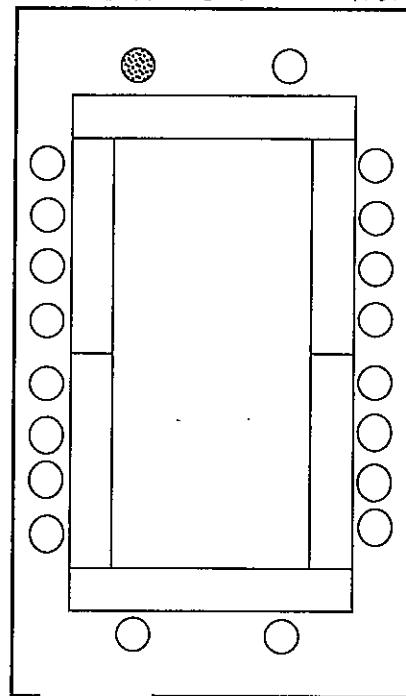
総合教育研究棟 3 階

20. 「演習室 1」 (57 m^2 15 名収容)



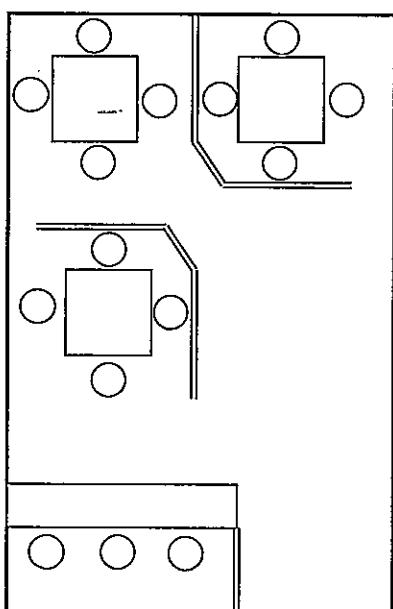
総合教育研究棟 1 階

21. 「演習室 2」 (54 m^2 20 名収容)



総合教育研究棟 4 階

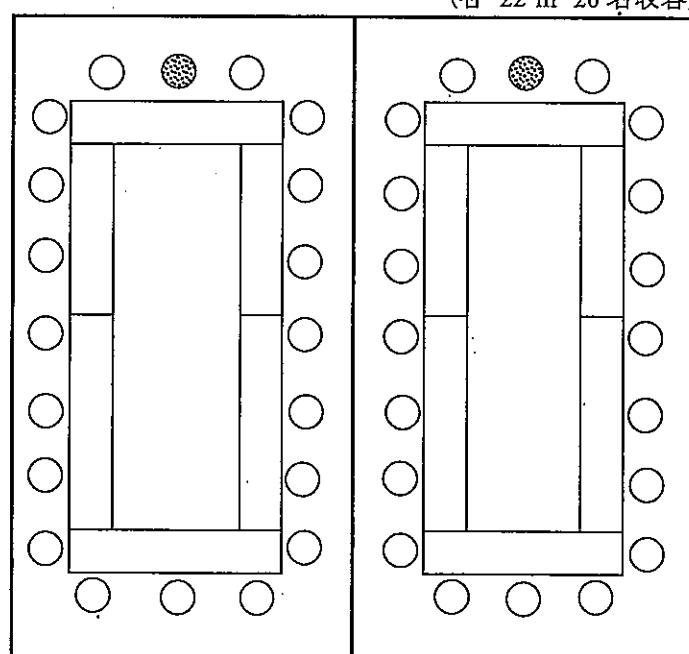
24. 「待合室」 (27 m^2 15 名収容)



法文学部 1 号館 2 階

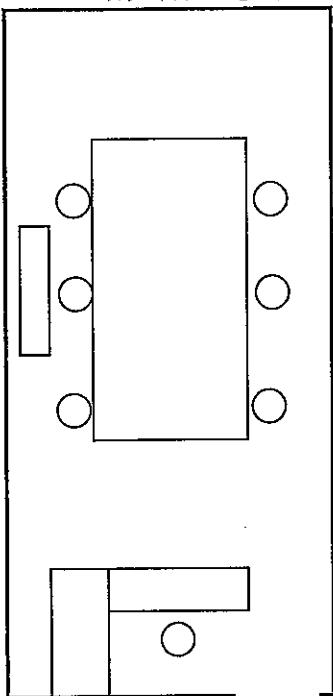
22. 23. 25. 「演習室 3・4」, 「講義室」

(各 22 m^2 20 名収容)



法文学部 1 号館 2 階

26. 「研究科長室」(22 m² 7名収容)



資料 10

インターネット(メール)による個別スーパービジョンシステム

本研究科では、個別のスーパービジョンを中心に行っていく。ただし、職業上の都合により直接の面接指導が受けられない社会人など、学生に特別の理由がある場合において個別スーパービジョンが受けられる教育補完的システムとして次のものを利用する。

インターネットによる個別スーパービジョンの指導方法においては、以下の I から Xまでの各ステップの手順に従うことで個人情報の保護がなされるように配慮されている。

本指導方法を実施するにあたっては、以下の設備基準と利用基準を要する。

設備基準：学生及び指導を行う教員は、公開鍵ならびに秘密鍵の設定ができるメール環境であること。

利用基準：学生と教員の取り決め制度かつ完全予約制とする。指導は、1回 50 分を原則とする。利用に際して学生及び教員は、メールを使用する部屋への他者の出入りがないように配慮すること。

学生及び指導を行う教員が持つ公開鍵と秘密鍵の使用期限は 6 ヶ月とする。

ステップ I : 学生と教員の個別スーパービジョン取り決め



「臨床心理事例研究演習 I・II」、「臨床心理地域援助事例研究演習 I・II・III・IV」及び「総合的事例研究演習 I・II」の一環としてインターネットによる個別スーパービジョンシステムの利用を希望する学生は、個別スーパービジョン（以下、SV）を受けたい教員と連絡を取る。インターネットによる SV の依頼をし、SV 取り決めを行う。学生は、SV 取り決めをした教員（以下、SV 教員）とその後のステップ II～Xについて確認を行う。

ステップ II : 事例概要を記載した文書の作成



希望する学生は、インターネット接続がされていない心理臨床相談室のパソコンで事例概要を記載した文書を作成する。

ステップ III : 事例概要の事前提出



SV 教員に対して事例概要を記載した文書を直接提出する。

ステップIV : 指導日時の決定



SV 教員と日程調整をした上、指導日時を決定する。

ステップV : 公開鍵と秘密鍵の設定



メールでの指導を開始する前に、SV 教員のメールと学生のメールに公開鍵と秘密鍵を設定し、両者が互いの公開鍵を持つことにより、互いのメールは秘密鍵が一致しなければ開けない状態とする。

ステップVI : 鍵付きメールの開通確認



学生は、あらかじめ約束した時間においてメールを送信する前に電話で SV 教員に連絡し、鍵付きメールを送信した後、開通の確認を行う。

ステップVII : 個別スーパービジョンによる指導



SV 教員は、電子署名により鍵付きメール開通を確認した後、メールでの指導を実施する。学生は、事例の個人情報（固有名詞、イニシャル、日時等）が保護された面接内容によって指導を受ける。

ステップVIII : SV 取り決めの継続あるいは終結



メールでの個別スーパービジョン終了後、次回の継続指導が必要な場合は、次回の SV 取り決めを行う。ただし、継続指導が 6 ヶ月を超える場合は、メールの鍵が無効となるので新たな公開鍵、秘密鍵の設定を行う。

継続指導が必要でない場合は終結とし、学生と SV 教員が相互に持つ公開鍵及び秘密鍵の設定を無効とする手続きを行う。

ステップIX : 記録の管理



学生は、実習記録としてメールで受けた指導内容を印刷し、厳重に記録管理室に保管する。

SV 教員は、実習指導記録としてメールで行った指導内容を印刷し、厳重に記録管理室に保管する。

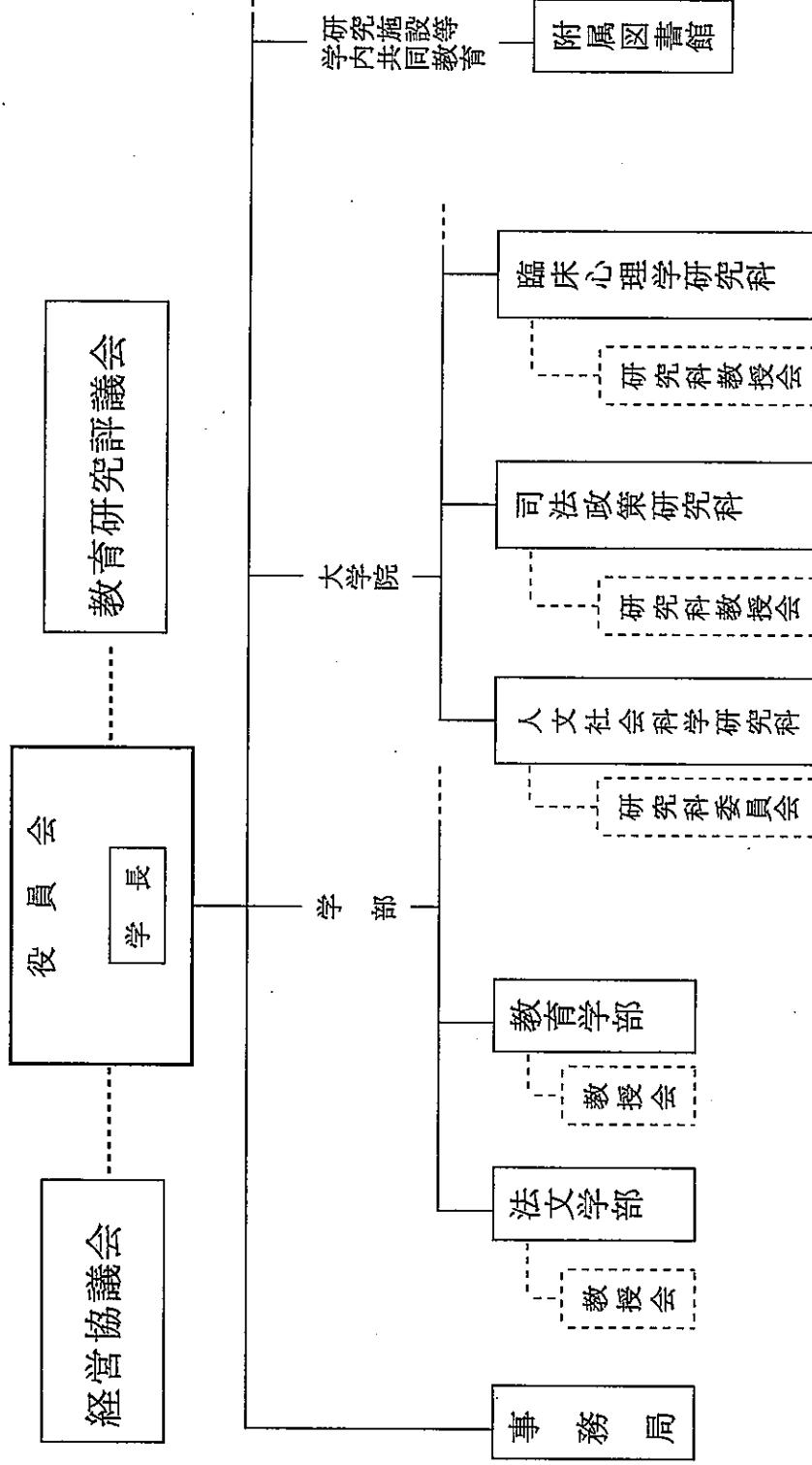
ステップX : 終了

学生及び SV 教員は、指導に用いたパソコン上のメールは全て削除する。

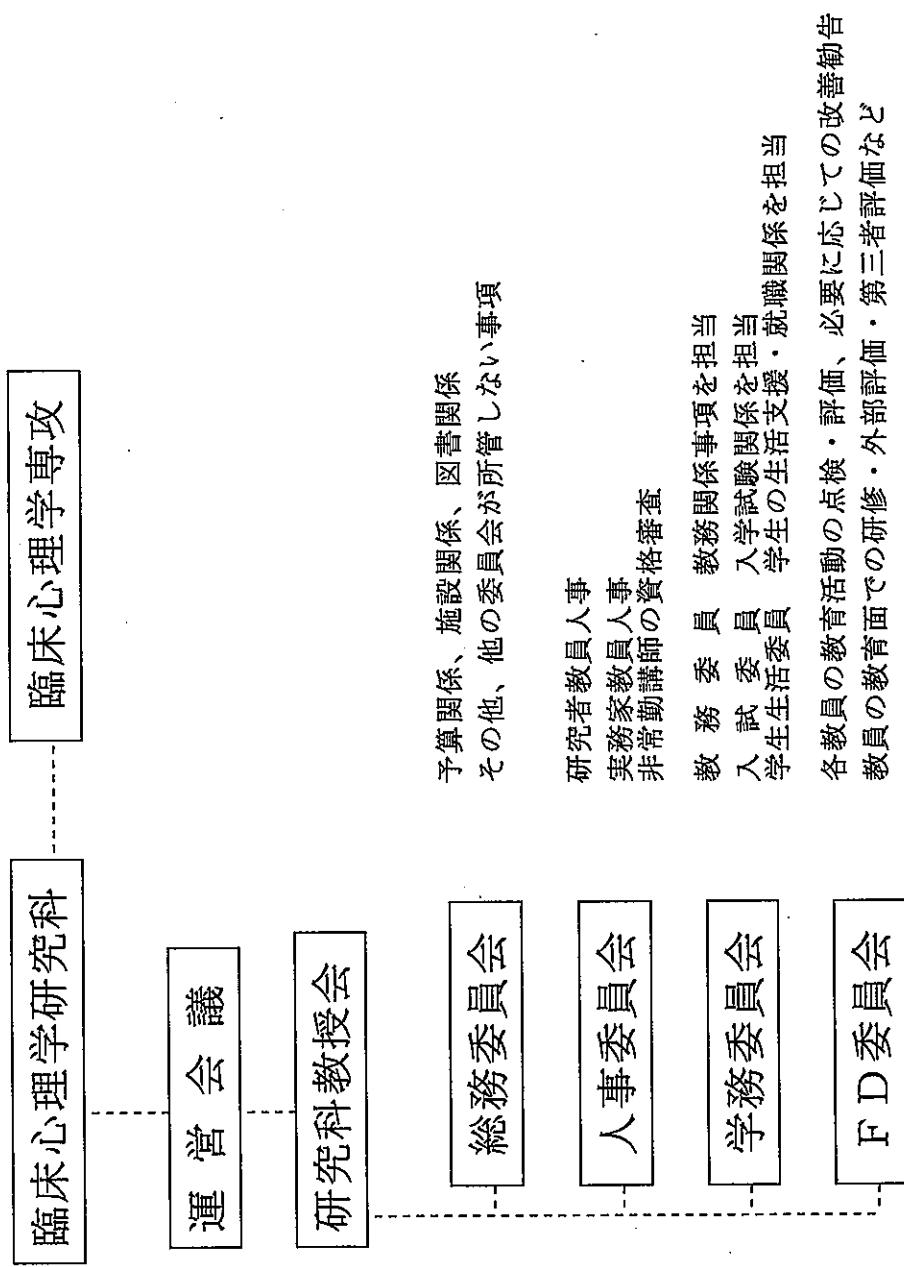
資料 11

運営機構図

国立大学法人 鹿児島大学



臨床心理学研究科・管理運営組織図



鹿児島大学大学院臨床心理学研究科規則

平成 19 年 4 月 1 日
制 定

(趣旨)

第 1 条 鹿児島大学大学院臨床心理学研究科(以下「本研究科」という。)における入学、学修、試験、課程修了その他必要な事項は、鹿児島大学大学院学則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「大学院学則」という。)及び鹿児島大学学位規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)に定めるもののほか、この規則による。

(入学者選抜)

第 2 条 入学者の選抜方法及び時期等については、学生募集要項によるものとする。
2 前項の学生募集要項は、別に定める。

(授業科目、単位及び履修方法)

第 3 条 本研究科の専攻における授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。
2 前項に規定するもののほか、臨時に開講する授業科目は、その都度、本研究科教授会(以下「教授会」という。)においてこれを定める。
3 授業科目、授業時間数、単位及び授業担当教員の氏名は、各学年又は各学期の始めに公示する。

(履修科目の登録)

第 4 条 学生は、各学年又は各学期の始めに、履修しようとする科目を所定の期日までに研究科長に届け出なければならない。
2 前項の履修科目の登録は、各学年で 36 単位を超えることはできない。

(既修得単位の認定)

第 5 条 本研究科に入学する前に修得した単位のうち、本専攻の授業科目に相当するものについては、本人の申請に基づき 20 単位を上限として既修得単位とみなすことができる。
2 既修得単位の認定申請は入学時に行う。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 6 条 本研究科は、学生が、職業を有している等の事情により、大学院学則第 14 条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(単位の認定)

第7条 授業科目を履修した者には、学力試験(以下「試験」という。)及び出席状況その他によって認定のうえ、単位を与える。

2 前項の単位の認定は、別途定める。

(試験)

第8条 試験は、授業科目の筆記試験、口述試験又は研究報告とし、授業が終了する学期末又は学年末に行う。

- 2 学生は病気、忌引その他やむを得ない事情のため試験を受けることができなかつた場合には、教授会の承認を得て追試験を受けることができる。
- 3 試験において合格に達しなかつた学生について、授業担当教員が履修上必要と判断した場合には教授会の承認を得て再試験を行うことがある。

(課程の修了)

第9条 本研究科の課程を修了しようとする者は、別表に掲げる授業科目を、本研究科が指定する方法で50単位以上修得しなければならない。

(在学期間の短縮)

第10条 大学院学則第39条第6項に基づき、入学前の既修得単位の認定を行う場合、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で在籍したものとみなすことができる。

(法令の遵守等)

第11条 授業(実習等を含む。以下本条において同じ。)において関係法令を遵守し、授業で知り得た個人情報等を第三者に漏らしてはならない。

(退学及び除籍)

第12条 学生の退学及び除籍に関しては、大学院学則を準用する。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別表(第3条、第8条関係)

授業科目及び単位数

授業科目名等	単位数		授業科目名等	単位数		備 考
	必 修	選 択		必 修	選 抹	
臨床心理学原論	2		福祉心理臨床論		2	
臨床心理面接学原論	2		医療心理臨床論		2	
臨床心理査定演習Ⅰ	2		司法・矯正心理臨床論		2	
臨床心理査定演習Ⅱ	2		産業心理臨床論		2	
臨床心理面接演習Ⅰ	2		児童期心理臨床論		2	
臨床心理面接演習Ⅱ	2		青年期心理臨床論		2	
臨床心理事例研究演習Ⅰ	2		成人・老年期心理臨床論		2	
臨床心理事例研究演習Ⅱ	2		発達障害者心理臨床論		2	
臨床心理査定実習Ⅰ	1		エスノグラフィック心理 臨床論		2	
臨床心理査定実習Ⅱ	1		投映法論		2	
臨床心理面接実習Ⅰ	1		遊戯療法論		2	
臨床心理面接実習Ⅱ	1		グループ・アプローチ論		2	
臨床心理関連行政論	2		ストレスマネジメント論		2	
臨床心理地域援助事例研究演 習Ⅰ	2		臨床動作法論		2	
臨床心理地域援助事例研究演 習Ⅱ	2		被害者支援論		2	
臨床心理地域援助事例研究演 習Ⅲ	2		臨床心理学入門		2	
臨床心理地域援助事例研究演 習Ⅳ	2		学習・行動心理学特論		2	
臨床心理地域援助実習Ⅰ	1		認知心理学特論		2	
臨床心理地域援助実習Ⅱ	1		生活環境特論		2	
臨床心理地域援助実習Ⅲ	1		生涯発達論		2	
臨床心理地域援助実習Ⅳ	1		コミュニティ心理学特論		2	
総合的事例研究演習Ⅰ	2		臨床精神医学特論		2	
総合的事例研究演習Ⅱ	2		臨床精神薬理学特論		2	
学校心理臨床論		2				

○鹿児島大学大学院臨床心理学研究科教授会規則

平成 19 年 4 月 1 日
制 定

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鹿児島大学大学院学則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 12 条第 2 項の規定に基づき、鹿児島大学大学院臨床心理学研究科教授会(以下「教授会」という。)の組織、権限等に関し必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 教授会は、鹿児島大学大学院臨床心理学研究科(以下「研究科」という。)の専任の教授、准教授及び講師(以下「構成員」という。)をもって組織する。

(審議事項)

第 3 条 教授会は、研究科に関する次の事項を審議する。

- (1) 教育課程に関する事項
- (2) 学生の入学、修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (3) 研究科長の選考に関する事項
- (4) 教員の採用、昇任の選考に関する事項
- (5) 授業担当教員の選考に関する事項
- (6) 中期目標・計画及び年次計画に関する事項
- (7) 研究科諸規則の制定及び改廃に関する事項
- (8) その他教育又は研究に関する重要事項

(議長等)

第 4 条 教授会に議長を置き、研究科長をもって充てる。

- 2 議長は、教授会を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名した副研究科長がその職務を代行する。
- 4 定例教授会は、原則として毎月第 2 水曜日に開催する。
- 5 臨時教授会は、議長が必要と認めたときを開催する。

(会議)

- 第 5 条 教授会は、構成員の 2 分の 1 以上の出席により成立し、議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 2 前項の規定にかかわらず、第 3 条第 2 号及び第 4 号に関する事項については、出席者の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。
 - 3 前 2 項の構成員数から長期出張及び休職中の者は除外する。

(構成員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めたときは、構成員以外の者を出席させることができる。ただし、議決には加えることはできない。

(事務)

第7条 教授会の事務は、法文学部総務係において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

資料 12

国立大学法人鹿児島大学職員就業規則

平成 16 年 4 月 1 日
制 定

目 次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 5 条)
- 第 2 章 採用・退職等
 - 第 1 節 採用(第 6 条—第 9 条)
 - 第 2 節 評価(第 10 条)
 - 第 3 節 昇任(第 11 条)
 - 第 4 節 配置換等(第 12 条—第 14 条)
 - 第 5 節 休職及び復職(第 15 条—第 17 条)
 - 第 6 節 退職(第 18 条—第 22 条)
 - 第 7 節 降任又は解雇(第 23 条—第 26 条)
 - 第 8 節 退職後の責務(第 27 条)
 - 第 9 節 退職等証明書(第 28 条)
- 第 3 章 給与(第 29 条)
- 第 4 章 服務(第 30 条—第 40 条)
- 第 5 章 知的財産(第 41 条)
- 第 6 章 勤務時間、休日、休暇等(第 42 条—第 48 条)
- 第 7 章 研修(第 49 条)
- 第 8 章 表彰(第 50 条)
- 第 9 章 懲戒等(第 51 条—第 55 条)
- 第 10 章 安全及び衛生(第 56 条)
- 第 11 章 女性(第 57 条・第 58 条)
- 第 12 章 出張(第 59 条・第 60 条)
- 第 13 章 福利・厚生(第 61 条)
- 第 14 章 災害補償(第 62 条・第 63 条)
- 第 15 章 退職手当(第 64 条)

附 則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規則は、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。)第 89 条の規定により、国立大学法人鹿児島大学(以下「本学」という。)に勤務する職員の就業に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第 2 条 職員の就業に関し、この規則に定めのない事項については、労基法、国立大学法

人法(平成15年法律第112号)、その他関係法令及び諸規則の定めるところによる。

(職員の区分及び職種)

第3条 本学の職員の区分及び職種は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育職員 教授、助教授、講師、助手、副校長、副園長、教諭、養護教諭(以下「教員」という。)
- (2) 一般職員 事務職員、技術職員、図書職員、教務職員、技能職員、労務職員
- (3) 医療職員 医療技術職員、看護職員
- (4) 海事職員 大型船舶船員、中型船舶船員(教員を含む。)
- (5) 非常勤職員 定時勤務職員、短時間勤務職員
- (6) 契約職員 外国人研究員

(適用範囲)

第4条 この規則は、前条第1号から第3号までの本学の職員に適用する。

2 前条第4号から第6号までの職員については、それぞれ別に定める。

3 教員の採用・懲戒等に関する事項について、別段の定めを置くときは、それによる。

(遵守遂行)

第5条 本学及び職員は、それぞれの立場でこの規則を誠実に遵守し、その実行に努めなければならない。

第2章 採用・退職等

第1節 採用

(採用)

第6条 職員の採用は、競争試験又は選考によるものとする。

(労働条件の明示)

第7条 職員の採用に際しては、次の事項を記載した文書を交付するものとする。

- (1) 労働契約の期間に関する事項
- (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- (3) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日及び休暇に関する事項
- (4) 交替制勤務をさせる場合においては、就業時転換に関する事項
- (5) 給与に関する事項
- (6) 退職に関する事項(解雇の事由を含む。)
- (7) その他必要な事項

(提出書類)

第8条 職員に採用された者は、次に掲げる書類を速やかに提出しなければならない。ただし、国、地方公共団体、本学以外の国立大学法人又はこれに準ずる機関から引き続き本学の職員となった者については、第2号から第10号に掲げる書類のうち不必要と認められる書類の提出を省略することができる。

- (1) 誓約書
- (2) 履歴書
- (3) 卒業証明書

- (4) 資格に関する証明書
- (5) 前職の在職証明書
- (6) 住民票記載事項の証明書
- (7) 健康診断書
- (8) 身分証明書
- (9) 扶養親族等に関する書類(源泉徴収票、雇用保険被保険者証、給与所得者の扶養控除等申告書など)
- (10) その他本学において必要と認める書類

2 前項の提出書類の記載事項に異動があったときは、職員は、所要の書類により、その都度速やかに、届け出なければならない。

(試用期間)

第 9 条 職員として採用された日から 6 月間(教諭については 1 年)は、試用期間とする。

ただし、特に認めたときは、試用期間を設けないことがある。

2 試用期間中の職員は、勤務成績の不良なこと、心身に故障があることその他の事由に基づいて本学に引き続き雇用しておくことが適当でない場合には、解雇することができ、また、試用期間満了時に本採用を拒否することができる。

3 試用期間は勤続年数に通算する。

第 2 節 評 価

(評価)

第 10 条 学長は、職員に対して評価を行う。

第 3 節 昇 任

(昇任)

第 11 条 職員の昇任は、総合的な能力の評価により行う。

第 4 節 配置換等

(配置換)

第 12 条 職員は、業務上の必要により配置換を命ぜられることがある。

2 前項の規定により配置換を命ぜられた職員は、正当な理由がない限り拒否することができない。

(出向)

第 13 条 職員は、業務上の必要により出向を命ぜられることがある。

2 前項の規定により出向(移籍出向を除く。)を命ぜられた職員は、正当な理由がない限り拒否することができない。

3 職員の出向については、別に定める国立大学法人鹿児島大学職員出向規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)による。

(赴任)

第 14 条 赴任を命じられた職員は、ただちに赴任しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、発令後 1 週間以内に赴任するものとする。

第5節 休職及び復職

(休職)

第15条 職員が次の各号の一に該当する場合は、これを休職にことができる。

- (1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- (2) 刑事事件に関し起訴され、職務の正常な遂行に支障をきたす場合
- (3) 水難、火災、その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合
- (4) 学校、研究所、病院等の公共施設において、その職員の職務に関連があると認められる研究、調査等に従事する場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、休職にすることが適當と認められる場合

2 試用期間中の職員については、前項の規定を適用しない。

3 職員の休職に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人鹿児島大学職員休職規則(平成16年4月1日制定)による。

(休職の期間)

第16条 前条第1項第1号、第3号及び第4号の規定による休職の期間は、3年を超えない範囲内において別に定める。この場合において、休職の期間が3年に満たないときは、初めに休職した日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

2 前条第1項第2号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する期間とする。ただし、その係属する期間が3年を超えるときは、3年とする。

3 前2項の規定にかかわらず、期間を定めて雇用されている職員の休職の期間は、引き続き労働契約が締結されている場合を除き、労働契約の期間が満了するまでとする。

4 前条第1項第5号の規定による休職の期間は、別に定めるところによる。

(復職)

第17条 職員の休職の事由が消滅したときは、当該職員が離職し、又は他の事由により休職にされない限り、速やかにその職員を復職させなければならない。ただし、第15条第1項第1号の規定による休職から復職させる場合は、次の事由が消滅したと認められるとき命じるものとする。

- (1) 休職中であっても、本学の指定した医師の行った診断の結果その事由が消滅したと認められるとき。
 - (2) 休職期間の満了までに復職を願い出て、医師の診断書等により、その事由が消滅したと認められるとき。
- 2 前項第2号の復職において、業務上の必要性があると判断したときは、本学が指定する医師の検診を命ずることがある。
- 3 復職する職員は、原則として休職前の職務に復帰させる。ただし、心身の条件その他を考慮し、他の職務に就かせることがある。

第6節 退職

(退職)

第18条 職員は、次の各号の一に該当するときは、退職とし、職員としての身分を失う。

- (1) 退職を願い出て本学から承認されたとき。

- (2) 定年に達したとき。
- (3) 期間を定めて雇用されている場合、本学との間で引き続き労働契約が締結されることなくその期間が満了したとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 移籍出向に同意し、出向したとき。

2 職員が前項第3号に該当する場合であって、1年を超えて雇用されている継続勤務者について雇用を更新しない場合には、雇用期間が満了する日の少なくとも30日前までに、雇用期間が満了する旨を当該職員に通知するものとする。

(自己都合退職)

第19条 職員は、自己の都合により退職しようとするときは、あらかじめ退職を予定する日の30日前までに文書をもって願い出なければならない。

2 職員は、退職を願い出た後も、退職するまでは従来の職務に従事しなければならない。

3 第1項の願い出があった場合、業務上特に支障のない限り、これを承認するものとする。

(定年)

第20条 職員の定年は、満60歳とする。ただし、労務職員にあっては満63歳とし、教授、助教授、講師及び助手にあっては満65歳とする。

2 定年による退職の日(以下「定年退職日」という。)は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。

(定年による退職者の特例)

第21条 学長は、前条の規定にかかわらず、その職員の職務の特殊性又はその職員の職務遂行上の特別の事情からみてその退職により業務の運営に著しい支障が生じると認められる充分な理由があるときは、1年を超えない範囲内で定年退職日を延長することができる。

2 前項の規定による定年退職日の延長は、3年を超えない範囲内で更新することができるものとする。

(再雇用)

第22条 第20条第1項の規定により退職した職員(定年が満65歳の者を除く。)については、再雇用することができる。

2 再雇用について、身分、給与、勤務時間等その他必要な事項は、別に定める国立大学法人鹿児島大学職員再雇用規則(平成16年4月1日制定)による。

第7節 降任又は解雇

(降任)

第23条 職員が次の各号の一に該当する場合においては、これを降任することができる。

- (1) 勤務成績が不良の場合
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合
- (3) その他職務に必要な適格性を欠く場合

(解雇)

第24条 職員が次の各号の一に該当する場合においては、これを解雇することができる。

- (1) 勤務成績が著しく不良の場合
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えられない場合
- (3) 第 15 条第 1 項第 1 号、2 号及び第 3 号の規定により休職をした職員が第 16 条に規定する休職の上限期間を満了したにもかかわらず、なお、休職事由が存在する場合
- (4) その他著しく職務に必要な適格性を欠く場合
- (5) 経営上又は業務上やむを得ない事由による場合
- (6) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合

2 職員が次の各号の一に該当する場合は、解雇する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人となった場合
- (2) 禁錮以上の刑(執行猶予が付された場合を除く。)に処せられた場合

(解雇制限)

第 25 条 この規則の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間は解雇しない。ただし、第 1 号の場合において療養開始後 3 年を経過しても負傷又は疾病がなおらず労基法第 81 条の規定により打切補償を支払った場合、若しくは労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号。以下「労災法」という。)に基づく傷病補償年金の給付を受けている場合又は受けこととなった場合、並びに労基法第 19 条第 2 項の規定による所轄労働基準監督署長の認定を受けた場合は、この限りではない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後 30 日間
- (2) 第 45 条第 2 項に定める産前産後の期間及びその後 30 日間

(解雇予告)

第 26 条 この規則の規定により解雇する場合においては、少なくとも 30 日前にその予告をするか、又は労基法第 12 条に規定する平均賃金の 30 日分の解雇予告手当を支給するものとする。ただし、予告の日数は、平均賃金を支払った日数に応じて短縮することができる。

2 前項の規定は、次の各号の一に該当する場合については適用しない。

- (1) あらかじめ定められた雇用期間が 2 月以内の職員を解雇する場合
- (2) 試用期間中の職員を解雇する場合(ただし、14 日を超えて引き続き雇用された者を除く。)
- (3) 労基法第 20 条第 3 項の規定により所轄労働基準監督署長の認定を受けて職員を解雇する場合

第 8 節 退職後の責務

(借用物品の返還)

第 27 条 職員が退職又は解雇された場合は、本学から借用している物品を返還しなければならない。

第 9 節 退職等証明書

(退職等証明書の交付)

第 28 条 退職した者又は解雇された者が、労基法第 22 条に定める証明書の交付の請求をした場合は、遅滞なくこれを交付する。

2 前項に規定する証明書に記載する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 雇用期間
- (2) 業務の種類
- (3) その事業における地位
- (4) 給与
- (5) 退職の事由(解雇の場合は、その理由)

3 証明書には前項の事項のうち、退職した者又は解雇された者が請求した事項のみを記載するものとする。

4 期間を定めて雇用されている職員の雇用契約が更新されなかつた場合において、更新されなかつた理由について証明書を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

5 職員が第 26 条第 1 項前段の規定により解雇予告された日から退職の日までの間において、当該解雇予告理由について証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

第 3 章 給 与

(給与)

第 29 条 職員の給与について、その決定、計算及び支払方法その他必要な事項は、別に定める国立大学法人鹿児島大学職員給与規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)による。

第 4 章 服 務

(誠実義務)

第 30 条 職員は、誠実に職務を遂行し、本学の利益と相反する行為を行ってはならない。
(職務専念義務)

第 31 条 職員は、この規則及びその他関係法令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力の全てを職責遂行のために用い、本学のなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

(職務専念義務免除期間)

第 32 条 職員が、次の各号の一に該当する場合は、職務専念義務を免除する。

- (1) 勤務時間内に総合的な健康診査を受けることを承認された期間
- (2) 妊娠中の職員及び産後(妊娠満 12 週以後の分娩後をいう。)1 年を経過しない職員
(以下「妊娠婦である職員」という。)が、母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)第 10 条に規定する保健指導又は同法第 13 条に規定する健康診査を受けるために勤務しないことを承認された期間
- (3) 妊娠中の職員が請求した場合において、その者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められ、勤務しないことを承認された期間

(4) 妊娠中の職員が請求した場合において、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められ、適宜休息し、又は補食するため、勤務しないことを承認された期間

(5) 勤務時間内に労働組合の団体交渉に参加することを承認された期間

(6) その他特別の事由により職務専念義務を免除することが適當と認められる期間

(法令の遵守及び上司の命令に従う義務)

第 33 条 職員は、この規則及びその他関係法令を遵守し、上司の指揮命令に従ってその職務を遂行しなければならない。

2 職員は、常に能力の開発、能率の向上及び業務の改善を目指し、相互協力の下に業務の正常な運営に努めなければならない。

3 上司は、その指揮命令下にある職員の人格を尊重し、その指導育成に努めるとともに、率先してその職務を遂行しなければならない。

(信用失墜行為等の禁止)

第 34 条 職員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 本学の名譽若しくは信用を失墜し、又は職員全体の名譽を毀損すること。

(2) 本学の秩序及び規律をみだすこと。

(秘密の遵守)

第 35 条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 職員が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表するには、許可を受けなければならない。

(文書の配布、集会等)

第 36 条 職員は、本学内で、教育、研究等に多大な影響を及ぼすおそれのある政治的活動、宗教活動、放送、宣伝、集会又は文書・図画の配布、回覧、掲示その他これに準ずる行為をしてはならない。

(職員の倫理)

第 37 条 職員の職務に係る倫理に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人鹿児島大学職員倫理規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)による。

(セクシュアル・ハラスメントに関する措置)

第 38 条 セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する措置に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人鹿児島大学セクシュアル・ハラスメント防止に関する規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)による。

(兼業の制限)

第 39 条 職員は、許可を得なければ、他の業務に従事し、又は自ら事業を営んではならない。

2 職員の兼業に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人鹿児島大学職員兼業規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)による。

(公職の制限)

第 40 条 職員が、公職の選挙に立候補したとき、及び当選の告知後は、直ちに本学に届け出なければならない。

第 5 章 知的財産

(知的財産)

第 41 条 知的財産に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人鹿児島大学知的財産規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)による。

第 6 章 勤務時間、休日、休暇等

(勤務時間等)

第 42 条 職員の所定の勤務時間は、1 週につき 40 時間以内とする。

2 職員の 1 日の所定勤務時間は、8 時間とし、始業、終業の時刻及び休憩時間は次のとおりとする。

- (1) 始業 午前 8 時 30 分
- (2) 終業 午後 5 時 15 分
- (3) 休憩時間 午後 0 時 15 分から午後 1 時まで

3 始業、終業の時刻及び休憩時間は、業務の都合により、所定勤務時間の範囲内において予告のうえ変更することがある。

4 休日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日(前 2 号に掲げる休日を除く。)

5 業務の都合により所定の勤務時間を超えて、時間外及び休日勤務をさせることがある。

6 前各項に定めるもののほか、職員の勤務時間等に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人鹿児島大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。(以下「勤務時間、休日、休暇等規則」という。)による。

(変則勤務時間等)

第 43 条 前条第 1 項から第 4 項までの規定にかかわらず、特定の業務に従事する職員に対して、変則的な勤務時間を割り振ることがある。

(年次有給休暇)

第 44 条 職員の年次有給休暇は、1 年(1 月 1 日から 12 月 31 日まで)につき 20 日とする。

ただし、当該年の中途で新たに採用された職員は、20 日を限度として当該年の在職期間に応じた日数とする。

2 年次有給休暇の手続き、その他必要な事項については、別に定める勤務時間、休日、休暇等規則による。

(病気休暇)

第 45 条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病による療養のため勤務しないことがやむを得ないと認める場合に取得することができるものとし、その期間は最小限度の範囲内とする。

2 病気休暇の手続き、その他必要な事項については、別に定める勤務時間、休日、休暇

等規則による。

(特別休暇)

第 46 条 特別休暇は、職員が結婚、出産、親族の死亡その他の特別の事由により勤務しないことが相当と認められる場合に取得することができる。

2 特別休暇の種類、手続き、その他必要な事項については、別に定める勤務時間、休日、休暇等規則による。

(育児休業)

第 47 条 職員のうち、3 歳に満たない子の養育を必要とする者は、育児休業をすることができる。

2 育児休業に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人鹿児島大学職員育児休業等規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)による。

(介護休業)

第 48 条 職員の家族で傷病等のため介護を要する者がいる場合は、介護休業をすることができる。

2 介護休業に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人鹿児島大学職員介護休業等規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)による。

第 7 章 研 修

(研修)

第 49 条 業務上の必要がある場合には、職員に研修を命ずることができる。

2 職員は、本務に支障のない場合において、承認を受け、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

第 8 章 表 彰

(表彰)

第 50 条 職員が次の各号の一に該当する場合には、表彰する。

- (1) 永年にわたり本学等に勤務し、かつ、その勤務成績が良好な場合
- (2) 本学の名誉を高める行為又は職員の模範となる善行を行った場合
- (3) その他特に表彰に値する功労又は功績があった場合

第 9 章 懲戒等

(懲戒)

第 51 条 懲戒は、懲戒解雇、諭旨解雇、停職、出勤停止、減給又は戒告の区分によるものとする。

- (1) 懲戒解雇 予告期間を設けないで即時に解雇する。この場合において労基法第 20 条第 3 項の規定による所轄労働基準監督署長の認定を受けたときは、第 26 条第 1 項に定める解雇予告手当は支給しない。
- (2) 諭旨解雇 退職願の提出を勧告する。これに応じない場合には、懲戒解雇する。
- (3) 停 職 2 月以内を限度として勤務を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。

- (4) 出勤停止 1日以上10日以内を限度として勤務を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。
- (5) 減 給 給与を一部減額する。ただし減給額は1事案について労基法第12条に規定する平均賃金の1日分の半額、数事案に及ぶ場合もその総額は一給与支払期間の給与総額の10分の1を超えないものとする。
- (6) 戒 告 将来を戒める。

2 職員の懲戒に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人鹿児島大学職員懲戒規則(平成16年4月1日制定)による。

(懲戒の事由)

第52条 職員が次の各号の一に該当する場合には、懲戒に処する。

- (1) 正当な理由なしに無断欠勤をした場合
- (2) 正当な理由なしにしばしば遅刻、早退するなど勤務を怠った場合
- (3) 故意又は重大な過失により本学に損害を与えた場合
- (4) 窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為があった場合
- (5) 本学の名誉若しくは信用を著しく傷つけた場合
- (6) 素行不良で本学の秩序又は風紀を乱した場合
- (7) 重大な経歴詐称をした場合
- (8) その他この規則及び本学の諸規則によって遵守すべき事項に違反し、又は前各号に準ずる不都合な行為があった場合

(訓告等)

第53条 前条に規定する場合の他、服務を厳正にし、規律を保持するために必要があるときには、訓告又は厳重注意を文書等により行うことができる。

(懲戒決定までの就業禁止)

第54条 職員に第52条各号に規定する事由に該当する行為があった疑いがあるときは、職場秩序を維持するため、懲戒処分が決定する期間の範囲内で就業を禁止することがある。

2 前項の就業を禁止した期間の給与については、原則として支給しない。

(損害賠償)

第55条 職員が故意又は重大な過失により本学に損害を与えた場合は、その損害の全部又は一部について賠償を請求することがある。

2 前項の賠償責任は、退職し又は解雇された後といえども免れない。

第10章 安全及び衛生

(安全及び衛生)

第56条 本学は、職員の心身の健康増進と危険防止のために必要な措置をとらなければならない。

2 職員は、安全、衛生及び健康確保について、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、他の関係法令のほか、上司の命令に従うとともに、本学が行う安全及び衛生に関する措置に協力しなければならない。

3 職員の安全及び衛生管理に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人鹿児島大学職

員労働安全衛生管理規則(平成16年4月1日制定)による。

第11章 女 性

(妊娠婦である職員の危険有害業務の就業制限)

第57条 妊娠婦である職員を重量物を取り扱う業務、有害ガスを発散する場所における業務その他妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせない。

2 妊娠婦である職員以外の女子職員を妊娠又は出産に係る機能に有害である業務に就かせない。

(妊娠婦である職員の業務軽減等)

第58条 妊娠婦である職員が請求した場合には、その者の業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就かせなければならない。

第12章 出 張

(出張)

第59条 業務上必要がある場合は、職員に出張を命じることができる。

2 出張を命じられた職員が出張を終えたときには、速やかに報告しなければならない。

(旅費)

第60条 前条の出張に要する旅費に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人鹿児島大学旅費支給規則(平成16年4月1日制定)による。

第13章 福利・厚生

(宿舎利用基準)

第61条 職員の宿舎の利用に関し必要な事項は、別に定める国立大学法人鹿児島大学役員宿舎規則(平成16年4月1日制定)による。

第14章 災害補償

(災害補償)

第62条 職員が業務上の災害(負傷、疾病、傷害又は死亡をいう。以下同じ。)又は通勤途上における災害を受けた場合の災害補償、被災職員の社会復帰の促進、被災職員及びその遺族の援護を図るために必要な福祉事業に関しては、労基法及び労災法の定めるところによる。

(法定外補償)

第63条 前条に規定する災害補償のほかに、障害補償及び遺族補償(法定外補償という。)を行うことがある。

2 法定外補償に関し必要な事項は、別に定める。

第15章 退職手当

(退職手当)

第64条 職員の退職手当について、その適用範囲、決定、計算及び支払い方法その他必要な事項は、別に定める国立大学法人鹿児島大学職員退職手当規則(平成16年4月1日制定)による。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。